

議 事 日 程 第 3 号

平成26年9月5日（金）午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第3号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	木	村	芳	浩	議員	2 番	相	田	克	平	議員	
3 番	高	橋	嘉	門	議員	4 番	佐	藤	弘	司	議員	
5 番	山	田	富	佐 子	議員	6 番	山	村		明	議員	
7 番	鈴	木	章	郎	議員	8 番	高	橋		壽	議員	
9 番	白	根	澤	澄	子	議員	1 0 番	佐	藤	忠	次	議員
1 1 番	遠	藤	正	人	議員	1 2 番	堤		郁	雄	議員	
1 3 番	工	藤	正	雄	議員	1 4 番	齋	藤	千	恵 子	議員	
1 5 番	島	軒	純	一	議員	1 6 番	海	老	名		悟	議員
1 7 番	渋	間	佳	寿 美	議員	1 8 番	相	田	光	照	議員	
1 9 番	中	村	圭	介	議員	2 0 番	小	島	卓	二	議員	
2 1 番	佐	藤		兵	議員	2 2 番	高	橋	義	和	議員	
2 3 番	小	久	保	広	信	議員	2 4 番	我	妻	徳	雄	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	小 林 正 夫
総 務 部 長	須 佐 達 朗	企画調整部長	山 口 昇 一
市民環境部長	赤 木 義 信	健康福祉部長	菅 野 智 幸
産 業 部 長	多 田 美佐雄	建 設 部 長	細 谷 圭 一
会 計 管 理 者	神 田 仁	総 務 課 長	菅 野 紀 生
財 政 課 長	後 藤 利 明	総合政策課長	我 妻 秀 彰
水 道 部 長	加 藤 吉 宏	病院事業管理者	芦 川 紘 一
市 立 病 院 長	加 藤 智 幸	教 育 委 員 会 長	高 橋 英 機
教 育 長	原 邦 雄	委 員 長	船 山 弘 行
教育指導部長	土 屋 宏	教育管理部長	伊 藤 精 司
農 業 委 員 会 長	高 橋 寿 一	農業委員会会長	小 林 栄
事 務 局 長	生 田 英 紀	選挙管理委員会 委 員 長	大 澤 悦 範
選挙管理委員会 事 務 局 長	宇津江 俊 夫	代表監査委員	
監 査 委 員 会 長			
事 務 局 長			

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	近 野 長 美	事 務 局 次 長	高 野 正 雄
庶 務 係 長	金 子 いく子	議事調査係長	青 木 重 雄
主 査	堤 治	主 任	我 妻 政 仁

午前 9時00分 開 議

○島軒純一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

.....

日程第1 一般質問

○島軒純一議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、自主財源に頼らないまちづくりの促進について外1点。19番中村圭介議員。

〔19番中村圭介議員登壇〕（拍手）

○19番（中村圭介議員） 皆さん、おはようございます。一般質問2日目のトップバッターを務めさせていただきます一新会の中村圭介でございます。

前回の6月議会でなぜか原因不明の腰痛で、痛み之余腰が曲がるほどの腰痛で大変苦勞したんですが、また今回もなぜか謎の体調不良で、先輩議員から緊張じゃないかということをおっしゃっておりますけれども、大変のどの調子もいまいちでございます。聞き取りづらい点があるかと思っておりますけれども、また今回も一生懸命質問したいと思っておりますので、どうぞおつき合いのほどよろしくお願いいたします。

昨日、相田光照議員からお話がありましたが、実はきょう傍聴に大学生が来ておりますけれども、私も先月から今月にかけて3名のインターン生を受け入れております。山形大学工学部の永山貴啓君、そして同じく佐々木太地君、米沢女子短期大学の板垣英由香さん、この3名とともに現在学んでおるところでございます。

私も初めてインターン生を受け入れたので何をやっていくのかなということで本当に3人

と一緒に考えながら進んできたわけですが、まずは目標をつくろうということで、今の米沢の課題についてみんなで考えて何か解決策を考えてみようなんていう話をしたところです。

大学生独自のさまざまな視点からいろいろなアイデアが出されて、それらを掘り下げていったんですけども、結果的にそれらのアイデアというものは誰かがする、行政がするものじゃなくて自分たちでできるんじゃないかという結論に今回達しました。

彼ら3人は何とかこの米沢市の発展のために、そして市民と学生の橋渡しとなるような、そういった事業を行いたいということを目指して2カ月一緒に学ぼうというふうに決めて進んでおります。

です。彼らが来年そういった学生目線のこの米沢を盛り上げる事業を行うための一助となるように、そして何よりこの本市でまちづくりを行う方のまちづくりの推進の一助となるように、今回また思いを込めて一般質問をさせていただきます。

それでは、質問に入りたいと思います。

まず、1つ目の質問、自主財源に頼らないまちづくりの促進について伺います。

最初の質問のテーマはまちづくりですが、今回の質問を構築する前にこの当たり前のように使っているまちづくりという言葉の意味について考えてみました。いろいろ調べてみましたがこれといった定義がなく、道路や建物といったハード面の整備や歴史、文化などのソフト面を保存、改善することでより住みやすいまちにする活動全般に使われている言葉のようです。

それでは、私が考える、そして意識しているまちづくりとは一体どういったものか、少し述べさせていただきます。

まちづくりとは、そのまちに住む全ての人々がいかにしてよりよい暮らしを求め、そして知恵を出し合い、それらを実現していくことだと考

えております。行政だけで実現するものではなく、市民や企業、専門家といった全ての人々が携わって初めて実現するものです。

理想を言えば社会情勢や経済、歴史、文化、自然環境等を理解し、保存し、改善していきながら、継続的に明るい豊かな社会を築いていくことが重要だと考えます。

しかしながら、市民への情報開示やまちづくりの参画機会の提供も十分とは言えず、行政、市民、企業、専門家が一体となったまちづくりは限定的と言わざるを得ない状況であります。

市民の皆様へさまざまな手法を講じながらまちづくりに関心を持っていただき、参画していただけるような仕組みづくりは急務ではありますが、非常に厳しい財政状況の中で予算を永続的に確保していくこともまた困難な状況ではないかと推察するところです。そこで、今回は自主財源に頼らない新たなまちづくりの形、クラウドファンディングについて御提案いたします。

本日この会場にいらっしゃる行政当局の皆様、そして議員の皆様、クラウドファンディングという言葉をお聞きになったのでしょうか。実は私も昨年末に知った言葉であります。まず、このクラウドファンディングというものについて簡単に御説明申し上げます。

クラウドファンディングとは、インターネットを通じて不特定多数の人々から小口の寄附金を集めることができる仕組みです。国内には幾つかのクラウドファンディング・プラットフォームがあり、その募集内容、ルールはさまざまですが、一般的な資金獲得までの流れについてさらに御説明いたします。

事業の主体者はなぜこの事業を実施するのか、幾ら必要なのかという背景や目的をホームページ上でPRし、賛同する方々から段階的に設定した金額を選んでいただき、寄附を募ります。募集金額にもよりますが、一般的には500円から5万円くらいの間で寄附の金額を細かに設定し、

さらにはその寄附をいただいた金額に応じてお礼状や関連グッズ、記念品などを贈呈するといった内容です。

特徴的なのは事前に設定した募集期間内に、そして同じく事前に設定した募集金額に達しない場合は不成立となり、それぞれの寄附金は投資者に返金されるというルールがあります。この制度をあえて例えるなら、寄附金額の使用目的が明確なふるさと納税というようなイメージに近いかもしれません。

さて、最初の質問になりますが、このクラウドファンディングを米沢市が主体となって活用できないかについて伺います。通常は一般市民の方が利用して資金を獲得しているケースがほとんどのこのクラウドファンディングですが、自治体における事例として鎌倉市で活用の実績がございます。

主体は鎌倉市観光商工課。市内に10カ所の新しい観光案内板を設置するために「かまくら想いプロジェクト」なるものを立ち上げ、一口1万円の寄附を募り、その対価として新設する案内板に支援者の名前を刻み形に残したそうです。サポーターの数は100名に上り、設置費用の100万円をわずか3週間で集めることに成功しました。

このような事例を参考に自主財源に頼らない新たな収入を確保するために、本市においてもクラウドファンディングを活用してみたいかどうか。その見解を伺います。

続いて2つ目の項目、市民にクラウドファンディングを周知し積極的な活用を促してはどうかについて伺います。

私の知り合いがこのクラウドファンディングを活用してとある事業を成功させておりますので、その事例を紹介させていただきます。

神話教育を日本全国に広めたい。そのためには幼少のころより神話になれ親しんでほしいとの思いから、古事記をモチーフとした紙芝居を作

成し、日本全国の団体に紙芝居を寄附して活用してもらい、そこから神話教育を広げていくというプロジェクトを企画しました。このプロジェクトは日本全国から多くの賛同を得ることができ、実際に紙芝居を作成し、日本全国各地に紙芝居を寄附するに至っております。

当初、私のイメージでは地域イベントの開催や地域コミュニティの形成といった地域密着の事業ばかりイメージしておりましたが、この紙芝居のようにさまざまな分野でクラウドファンディングは活用されております。

そのほかにもたくさん事例はあり、例えば著名人を呼んでセミナーを開催したい、お店を開催したい、月面探査車の開発、アクション映画の撮影など分野は幅広く、可能性は無限大です。

しかしながら、残念なことにクラウドファンディングに対する認知度はまだまだ低いのが現状です。思いはあっても資金難を理由に自然消滅した事業は数多くあるはず。そういった思いが芽を出すためにも、そして後押しするためにも行政側がしっかりと理解した上で市民にこのクラウドファンディングを周知し積極的な活用を促してみてもはどうでしょうか。その見解をお聞かせください。

次に、3つ目の項目、まちづくりのリーダーとなる人材の育成について伺います。

これまで私自身さまざまなまちづくり活動に携わる機会があり、多くの方と出会い、さまざまな気づき、学びを得ることができました。その中でどの団体にも共通していたことがあります。それは組織体を力強く引っ張っていくリーダーの存在です。言いかえればリーダーが存在しなければ組織の進化もないですし、まちづくりの発展も見込めません。

そのリーダーの育成は各組織、各地域で実践を通して行われるべきと考えますが、時間も要することからなかなか結果が見えてこないのが現状です。

そこで、民間に委ねるのではなく行政が取り組む人材育成が極めて重要となってきます。まちづくり総合計画にも掲げられているまちづくりにかかわる市民団体の育成、つまり人材の育成について改めて当局の認識と今後どのようなビジョンをもってリーダーの育成に取り組んでいくのかについてお知らせください。

次に、大項目の2番目、クラウドソーシングを活用した雇用創出と地域活性化について伺います。

前段で質問したクラウドファンディングと似ている言葉でございますけれども、まずはクラウドソーシングについて御説明させていただきます。

簡単に言えば会ったことのない不特定多数の人々に非対面のままで仕事を受発注できるサービスのことです。情報化社会が進化し続ける中で社会における価値観は大きく変化し、これまでにないさまざまなワークスタイルが確立されてきました。首都圏で活躍し、すぐれたスキルを持った技術者が地方に移住し、フリーランスとしてその手腕を発揮されるというケースも多々見受けられます。

しかしながら、それを実現するためには安定した仕事の受注が必要となります。そこで、クラウドソーシングの出番です。ネット経由で仕事を受注、そして納品できるシステムは、スキルある人材が地域に戻り起業、創業する後押しにもなります。また、育児や家事の負担で働きに出ることのできない女性の在宅ワークを支援することにもつながるものと考えられます。

クラウドソーシング内で受発注されている仕事は専門性を要するプロ向けの仕事から素人でも可能な軽作業と、その中身はさまざまです。もしかすれば本市における既存企業においてもそれぞれの経験や知識、技術を生かした仕事の受注に結びつけることが可能になるかもしれません。

総務省の平成26年版情報通信白書によると、国内におけるクラウドソーシングの市場規模予測では2014年に約390億円規模に達し、2017年には1,400億円規模に達する見込みであるとのデータが公開されております。この結果からも新たなワーキングスタイルとして着目していかなければならないはずです。

そこで最後の質問です。今後急速に拡大することが予想されるクラウドソーシングについて、市民が積極的に活用できるような仕組み、環境づくりを進めるべきと考えるが、その当局の見解について伺います。

以上で壇上からの質問といたします。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの中村圭介議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、クラウドソーシングを活用した雇用創出と地域活性化についてお答えをいたします。その他につきましては部長よりお答えします。

クラウドソーシングとは、簡単に言えばインターネットを活用した外部委託を効率よく行う仕掛けであり、起業や組織といった枠にとらわれずに個人で仕事をするチャンスが大きく広がる方法であると認識しております。

さらに、日本の大企業のほとんどが東京に集中しており、都会と地方の格差が大きな問題となっておりますので、クラウドソーシングの活用により東京の仕事を地方にいて受注できることから、都会と地方の格差を縮めるにも有効であると考えます。

また、クラウドソーシングはビジネスの相手と直接顔を合わせることを必要としない非対面の取引であることから、これは今御質問にいただきましたが、インターネット環境があればどこでも自分の好きな場所で仕事ができます。このことから大都市圏の居住者が地方に移住するUIJターンなど、本市への移住促進といった人

口減少対策に寄与することも考えられます。

また、主婦が育児、家事と仕事を両立させる場合あるいは定年退職後の高齢者や身体上の都合により通勤できない障がい者などが自宅で働きたい場合にもクラウドソーシングサービスが有効な手段になると思われます。

以上のことから、活用についてまず先進事例の情報を収集するなどを手始めとして研究してみたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、クラウドファンディングにつきまして答弁をさせていただきます。

御質問のクラウドファンディングにつきましては、私どもといたしましても今回初めて耳にする言葉でございました。鎌倉市の事例などをホームページで拝見させていただいたところであります。これまでは起業を目指す人々や社会活動の担い手による活動資金の調達を主にしていたシステムであります。最近では御紹介のように鎌倉市を初めとして、これを利用する自治体も少しずつではありますが、あらわれてきているようであります。

鎌倉市の場合は寄附型のクラウドファンディングであり、市が観光ルート板設置というプロジェクトを持って、それに対して寄附を広く募り、返礼としてネームプレートにお名前を刻むというものであり、これも御紹介がありましたが、3週間で目標の100万円を集めることができたということでありました。

この例を見せていただきますと、鎌倉という高いブランド力を持った観光地づくりに参加ができるという魅力を強調したプロジェクトを企画した上で多くの賛同をいただいたものであり、非常に興味深い取り組みであるというふうに感じております。

一方で、本市での活用の可能性、つまり自治体が主体となって公共事業のためにクラウドファンディングの活用を検討していく場合、幾つかの課題が考えられるものと認識をしております。

まずはどのような事業を選定するかであります。が、公共の福祉に直結するようなものにつきましては当然のことながらあらかじめ確保された財源の中で市が責任を持って遂行すべきでありますし、また、資金が目標額まで集まらなかった場合の対応も考慮していく必要があると考えております。

さらには、自治体が全て行うというのではなくて、民間や市民団体と協働でこのクラウドファンディングに取り組んでいくことの可能性についても研究していく必要があるのではないかと、いうふうに考えております。

I Tを活用した提案者と投資者のマッチングという今始まったばかりの新しい手法であり、未知数のところもございますが、地域の課題解決につながっていく可能性を秘めたものというふうに認識をしておりますので、今後他の自治体の例などを参考にさせていただきながら勉強させていただきたいというふうに考えております。

2点目に、市民への周知でございます。

クラウドファンディングの市民への周知についてであります。が、本市のみならず全国的に見ても公益的な活動を担う団体の多くが資金の調達に非常に苦慮しており、各団体は事業実施のため国や自治体、財団等の補助金や委託事業を受けながら、それぞれの目的達成のために何とか活動を維持継続しているといった実態が見受けられます。

そのような現状において、公益団体を支援する中間支援組織、置賜ネットワークサポートセンターやNPO支援創造ネットワークなどの組織があるわけですが、こちらのこういった組織においては資金調達のためのファンドレイジングに関する研修や活動支援に関する情報提

供を行うなど、持続的な団体の活動を行うための支援を行っております。補助金や寄附金など、さまざまな資金調達の方法がある中、クラウドファンディングもその一つの手段であり、高い価値を持つ公益事業であれば不特定多数から多くの資金を得られるチャンスともなり得るものだというふうに考えております。

本市としましては、地域の公益的な活動が活性化されるよう、資金調達の方法などについてこうした活動団体等からの具体的な相談があった場合には情報提供を行ってまいりたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 中村圭介議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、まちづくりのリーダーとなる人材の育成とビジョンについて、社会教育・体育課で実施しておりますまちづくり人財養成講座を例に御説明をいたします。

市では平成18年度からまちづくりを進めるための知識や手法を学ぶ機会を提供し、地域に根差した創造性豊かなまちづくりの推進役となるリーダーを育成するため、まちづくり人財養成講座を開講しております。

この講座は広く市民に呼びかけながら受講生を募り、全国で活躍するまちづくりの実践者を講師に迎え、より実践的な学習内容で継続して開催しており、ことしで9年目を迎えました。これまでに延べ524名の市民が受講されるとともに、まちづくりプランの提案も54件発表されております。

平成22年度からはまちづくりプランナー創出実行委員会を組織し、講座と連動してプラン作成指導を行い、まちづくりプラン大賞コンペティションにより発表の機会提供と、優秀な受賞プランにつきましてはこの実践活動に補助金を提

供する事業を実施しております。

これまでの企画提案の中からは御当地ヒーローや社会貢献アイドルを誕生させたり、東京から置賜に嫁いだ女性が東京の実家でアンテナショップを実施したり、上杉御廟所に長年設置できなかった観光客向けの休憩所を開設させるなど、行政だけでは気づかないきめ細かな地域づくりのアイデアをさまざまに御提案いただき、提案者がそのまま事業者として、あるいは地域づくりのリーダーとして活躍されております。

これまでの受講者の方々の企画提案までの過程を検証してみますと、人気講師の講義を聞きたくて受講したところまちづくりの必要性に目覚めた事例、長年温めていたアイデアを講師の先生や担当者の丁寧な指導助言により試行錯誤しながら発表までこぎ着け、受賞に至った事例、もともとの得意分野やなりわいの経験を生かし提案され、受賞や補助金をきっかけにコミュニティービジネスとして発展された事例など、実にさまざまな事例がございます。

ただ、全てに共通して言えることは、この人財養成講座の受講をきっかけにまちづくりへの興味関心を深め、御自身のアイデア提案や事業実践により地域の課題解決やまちづくりへ貢献できる喜びについて考えを深めたり気持ちを高めたりされているということです。また、そういった人たちの仲間づくりやネットワークづくりにも一役買っているということです。

本講座の本来の趣旨はまちづくりを牽引するリーダーの養成とその人材の発掘にあります。本講座がまちづくりの実践活動へ知識や技術、手法の習得のみにとどまらず、まちづくりリーダーの相互の成長を促す機能を発揮しながら、小さな成功事例を積み上げていくことが大切だと考えております。

継続して地域に眠る人材という宝を発掘し、温めている思いに火をつけ、地域に発進していただくことが最も重要であると認識しており、市

民一人一人の得意分野で継続的に楽しく地域づくりにかかわりを持っていただき、協働のまちづくりを行っていくという形がリーダー育成のビジョンと考えております。

いい集団はいいリーダーを生み、いいリーダーはいい集団をつくり上げるという関係があるというふうに思っております。今後とも地域に元氣と勇氣と希望を与えてくださる人材が数多く誕生できるよう努めてまいります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） 答弁をいただいたわけですが、おおむね本当に必要性を感じていただいて、何とかその可能性を前向きに探っていたような答弁であったなというふうに感じておるところでございます。

ちょっとその中で何点か伺いたいと思いますけれども、先にクラウドファンディングについてですが、山口部長が予算の確保の仕方のことのお話をされておりました。もう少しその部分についてどのような課題として捉えているのかちょっと伺いたいと思うんですけれども、例えば鎌倉市のような案内板の予算を計上している。観光課でそれが必要だということでクラウドファンディングを実施して、例えばその予算が浮いてしまったと。そういう努力で浮いた予算を例えばその課で別のものに流用するとか、何となくそういったことで対応というのはできないのかなと思うんですけれども、自分自身はそういうふうにできるんじゃないかと考えておったんですが、考えられる課題というか問題点というか、その辺もう少し教えていただきたいなど。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 財源確保という意味からしますと、ふるさと納税に近いイメージを持たれるかもしれません。要するに寄附をいただいたものが、財源で予定していたもの以外のものに回っていきながら余裕が生まれるのではない

かというふうな発想もあるわけでありますが、このクラウドファンディングをちょっと拝見いたしますと、やはり事業を具体的なプロジェクトとして提案をして、目標に達しなかった場合はその時点でもうおじゃんというふうな流れになってしまいますから、行政として行政目的を持って計画的に進めていくものの中にはやはり失敗した場合どうするんだという部分の危険負担は必ず出てくるというところ、これをどういうふうクリアをしていくかというところを整理をしておかないと大変だなというふうな意味合いでございます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） まさしくそのとおりだと思うんですけども、例えば必要なものは、ちょっと先ほども申し上げたんですけども、年度当初にしっかりと予算計上しておく。そして、その中で非常に例えばクラウドファンディングの中でさまざまな方に賛同を得られるような事業を計上して、それがお金が集まれば当初計上した予算が余るといえるか、浮くわけですよ。それが余るといえることはその課の努力だということになりますので、その余ったものを当然予算はまだまだ使うところがたくさんあると思うんですけども、そういったところに流用していったらどうかということ、仮に失敗したとしても当初予算を組んでいるわけですから、その事業ができなくなるということではないと思うんですが、そんな考え方はどうでしょうか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 恐れ入りますが、予算の原則としましては財源も含めて総計主義になってございまして、結果として途中でそういう財源ができたからほかに回していくというふうな想定のもとでの予算組みはしていないところでありますので、制度上も余り望ましくないというふうにされておりますので、御理解いただき

たいと思います。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） その今の制度上のものは弾力的に何か融通がきくものなのかどうか、そこを今ちょっと話し合いする気はございませんが、何らかの形を鎌倉市がとられているはず。私もそこまでちょっと財源の部分まで調べていなかったんですが、何か聞けばその部分がネックのようで、あとは可能性を探れば何となく活用に向けた検討は一応進んでいくのかなという希望を感じたもので、そんなに難しい問題じゃないんじゃないかなというふうなことを感じておりますので、検討をお願いしたいと思います。

ちなみに、このクラウドファンディングというのは結構手間もかかるんじゃないかなと思われるがちなんですけども、今回傍聴しているインターン生とともに私も実際にクラウドファンディングのイベントを投稿して寄附を募るためのプロセスを学生と一緒に体験してみました。

実際は学生がやっているんで私が言ってしまうとあれなんです、思ったより簡単にできます。その事業の趣旨をつくって写真等を載せると。先ほど申し上げた返礼品を設定して運営会社に送れば、そのページを自動でつくってください。

ですので、そういった意味では最初の仕組みづくりさえしてしまえばフェイスブック同様、多分フェイスブックはそんなに各課に負担はないと思われるんですけども、実際運用のほうはスムーズにいくと思いますので、よろしく、ぜひこの部分も参考にさせていただきたいなと思います。

クラウドファンディングのもう一つの目的というか、私がすぐれていると思う部分は、単にお金を集めてくるというだけでなく、このクラウドファンディングで寄附をしている大多数の世代が30代、40代という若い方が寄附され

ているようでございます。

つまり、どういうことかという、このクラウドファンディングの根底としてそのイベント、自分たちのまちは自分たちでよくするというような基本理念のもとに成り立っておりますので、そういう市民の思いを使って予算を補えるということは非常にそういった意味でも行政としてもありがたいと思うんです。逆に言えばそういったまちづくりの考え方を市民の中にも醸成できるのではないかなというふうに思いますので、そういった観点からもぜひこのクラウドファンディングの活用について考えていただきたいと思います。

クラウドファンディングについては最後1点だけちょっとまた事例を紹介させていただきたいと思います。

これは自治体が主体となって使うというわけではなくて、市民に周知するというか、積極的な活用を促した事例として聞いていただきたいんですけども、これは大阪市住之江区、これはクラウドファンディングの運営会社と提携を結びました。これはどういう中身かといいますと、クラウドファンディングというのはお金を集めますけれども、有料です。集めた金額の5%ないし10%の金額をその運営会社に支払うわけなんですけど、この提携内容というのはその運営会社に払う手数料分を自治体が負担するという形をとっておるようです。

つまり、自治体のほうでクラウドファンディングに登録する、つまり自治体が認定する事業を選定して、それが予定どおりに事業募集に集まった際に手数料を払うということで、まずこれのメリットとしてはクラウドファンディングに募集する際に自治体が公認した事業であるということで非常に投資する側からも信頼性が高いというか、中身の精査された事業であるということで、まずは資金が集まる可能性が極めて高くなるということが考えられます。自治体が負

担するのは補助金額の10%程度ですので、クラウドファンディングを見ますと大体10万円から50万円くらい、多いのが10万円、20万円という金額なんですけれども、仮に50万円集めたとしても5万円、10万円くらいの負担で済むと。それだとしても行政にとっても市民にとっても大きなメリットがあるというような事例があるようです。

ですので、自治体として鎌倉市のような運用もお願いしたいところではございますが、こういった形で運営会社と提携していくというような方法もあるようですけれども、どうでしょう。

こういった考え方について、山口部長、聞かれた率直な感想を伺いたいと思うんですけれども。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 私もまだ勉強させてもらっている段階ですが、今議員から御紹介あったように中間事業者と連携をして一定の行政目的に掲げたテーマで事業を募集してみたり、それを行政側が審査をして認証してやったり、そういう行政のかかわり方というのはさまざまな手法があるようでございます。

例えばもっともっと推奨していきたい場合は、資金が集まった団体に対して行政がさらに上乗せ補助をしているなんていうふうなかかわり方もあろうかというふうに思います。

ただ、この場合の気をつけなければいけないのは、行政がかかわっていく場合にやはり役所のお墨つきというふうなところでの一定のリスクも行政側は負うことになるということも慎重に研究をさせていただく必要があろうかなというふうに思います。

可能性的にはさまざま広がっていくんだろうと思いますので、この件も含めて勉強させていただきたいと思います。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） 部長のおっしゃるとおり、当然行政のお墨つきがつくわけでございます

すので、やはりその事業の選定方法等、さまざまなことは検討していかななくてはならないと思いますけれども、こういった大阪市の事例を参考にこれもぜひ検討いただきたいと思います。

それで、何を言ってもやはりこのクラウドファンディングに対して認知度がやはり相当低いです。私もこの質問をするに当たって周りの友人等に聞いてみても、存在を知っている人が逆にいませんでした。そのくらいまだまだ認知度が低いものでございまして、このクラウドファンディングを運営しているような会社もやはり世間一般に広めようということできざまな講演会なんかを実施しているようです。どのぐらいの費用がかかるのかなと調べてみようと思いましたが、ちょっときょうまで間に合わず、全国各地で自治体と連携する形で開催しておるようでございますので、ぜひ職員の勉強も含め、市民の意識啓発も含めてそういった手法もぜひ検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、まちづくりのリーダーの育成について伺います。

ただいままちづくり人材養成講座のお話を教育長からいただきまして、私もこれらから育ってきた事業をされる方々とさまざまな場面でお仕事をすることもあって、本当に非常にいい事業だなと私はこの事業をすごく好きなのところではあるんですけれども、今回これを提言させていただいたのは、いろいろな場面でさまざまな方がまちづくり活動に尽力されているんですけれども、最近どうしても同じ顔ぶれというか、これは私のイメージですけれども、人物がなかなか育ってきていないんじゃないかなというふうに思っているんです。

ですので、さっき壇上でも言ったようにやはり組織が人を育てると、それも民間の責務であろうかと思うんですけれども、やはり行政も人材を育てるきっかけづくりということでは重要な意味合いがあるというふうに思っているんです。

そこで、ここはちょっと市長に伺いたいと思うんですけれども、市長は米百俵の精神というような言葉を使われたり、本当に教育に対して、育成に対しては強い思いを持っていらっしゃると思うんですけれども、例えば市民のリーダーとか人材の育成について方向性というか、ビジョンというか、将来像について何かお持ちでしょうか。こういった人を養成していきたいんだ、そして、そういった方々が集ってこういうまちにしたいんだというような、何かビジョンとか考えというものをお持ちであれば伺ってみたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 まず、どういう人がリーダーかということにいくと思いますが、誰しも我が身のことが一番心配なわけですが、その我が身の心配ということを超えて全体の心配をしていける、そういう人がリーダーになっていくんだというふうに思います。それはあらゆる世界、産業界であれ教育界であれ何であれ、政治の世界であれ、同じだというふうに思います。

ですから、我が身の心配から一歩超えて全体の心配をしていける、そういうリーダーが育っていくことが望ましいというふうに思います。

そして、これは率直な感想で他意はないわけですが、先日西條天満公園でまちの駅実行委員会主催による夏祭りがありました。せっかく整備した西條天満公園ですのでたくさんの人に使ってもらいたい、そのためには認知してもらいたい、認知するためにはまず試しに来てみるという人がふえて初めて認知度が高まると思っていたところ、そのような催し物があって、3日間にわたってということでしたので、しかも3日も中身が違うということから3日間行ってみました。

そうしたら、いわゆる新たな人たちというか、今までどちらかといえばリーダーとなっていな

かったような新しい人たちがリーダーになって
催し物を行っている姿を見て、こうやって次々
と新しいリーダーが生まれてくるんだなという
ことは実感として持ちました。

ですから、そうやって、先ほどまちづくり人財
養成講座の中で決まった人たちがというような
感想を述べられましたが、その感想が当たって
いるかどうかは別にしても、やはり同じような
人たちがリーダーになっていくというような状
況では全体が伸びていけないので、そういう意
味では先日見た西條天満公園での夏祭りでの実
行委員会の風景のようなものは非常に望ましい
と思って見てまいりました。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） 市長から実際に見られ
たイベントのお話を通しての感想があったわけ
ですけれども、実は私もその西條天満公園で開
催されたイベントの実施主体と御縁がありまし
て、きょう傍聴しているインターン生の大学生
とともに祭りの運営のお手伝いをそれこそ相田
光照議員とともにさせていただきました。

やはり大学生も非常に生き生きと、そしてやり
がいを感じながら、そして自分で考えて行動す
るという姿を見て、こうやって人は育っていく
んだなと。そして、私もそこで初めてお会いす
るような方々が本当にそれこそ目を輝かせてや
っていると。こうやって人は育っていくんだな
というふうにつくづく感じたところであります。

つまり、こういったリーダーの担い手というも
のはやはりこういったところで地域がやってい
かなくてはならないということは認知しており
ますけれども、やはりぜひ行政としてもこうい
ったリーダーを育てるために市長がおっしゃっ
たイメージを明確に目的化してリーダーを育成
していくプログラムをぜひ行っていただきたい
と思います。

例えば新たに設けるというものでもいいでしょ
うし、今やっているような講座の中にさらに肉

づけしていくというものでも結構でしょうし、
やはりこういった人材をどんな感じでという目
標を持たないと、やはりどうしても育成という
のは概念的な考え方なので、ゴールとか行き着
くところというのが曖昧になってしまいます。

ですので、その辺をしっかりと先ほど述べられた
市長の思いを形にして、本当にさっき教育長も
おっしゃいましたけれどもリーダーが組織を育
て、組織が人を育てると。本当にリーダーなく
してこの米沢の未来というものはないかと、ま
さに私のそのイベントを通して感じたところで
ございますので、ぜひ改めてここに力を注いで
いただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、市長に御答弁いた
だきましたクラウドソーシングを活用した雇用創
出と地域活性化について伺いたいと思います。

こちらについても思いのほかすごく前向きな答
弁をいただいたので、ちょっと変な話びっくり
したということもあったんですけれども、き
のう市長が企業誘致の話に関連しまして企業誘
致をするような外発型と、地域の産業を育てる
内発型、ここまでは私も知っていましたけれど
も、自分発でしたか。私も初めて聞いた言葉で
ございます。

そのときに、とりわけ若い人が企業を創業する
ところに注目してと、目を向けていきたいんだ
ということを強くおっしゃっていらして、何か
私の質問にぴったりだなと思ながらきのう聞
いておりました。まさにその部分に合致してく
るところがこのクラウドソーシング事業なので
はないかなというふうに思います。

こちらについてなんですけれども、先ほどクラ
ウドファンディングでも述べられましたけれど
も、やはりこのクラウドソーシングについても
非常に認知度がまだまだ低いという現状があり
ます。

同様に実は全国各地でこれはいろいろな自治体
が今在宅ワークの可能性というふうな形で講演

会、講習会を実施しているんです。これを見ると意外と男女共同参画、こういった事業で行われていることが多いんです。これは市長もおっしゃったとおり、やはり例えば育児ですとか家事に追われて通勤できないような方々の新たなワークスタイルの提案として行われているようでございます。

当然まずは庁内で知識を深めていただくということは大切かと思うんですけれども、ぜひこういったことを通して市民にも周知をしてもらいたいなと思うんですが、こういった勉強会、講習会などを実施していただけないでしょうか、ちょっと考えをお聞かせください。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 議員お述べのとおりクラウドソーシングシステムについては私も資料等を参考にしながら勉強しているところなんです、時間と場所にとらわれない新しい仕事のシステムなのかなというふうに思っております。

これを機会にいろいろ私どももこれから研究していかなければならないと思いますが、さまざまな分野でこういうスキルを持った方々が大変多くいらっしゃると思いますので、若い人たちを引き出すためにもより効果的なシステムではないのかなというふうに思っておりますので、研究させていただきたいというふうに思います。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 部長の答弁ですが、少し補足をさせていただきたいと思います。

昨日も申し上げましたが、テレビなどで田舎や地方への移住の様子を見ていると年配の方、若い人いるわけですが、若い人の場合は地方に雇用の場、自分の受け皿となる雇用の場がなくても自分で食べていける。どういうふうにして食べていくかという、まさしくクラウドソーシングのような形で食べていける、だから何も仕事の心配なく地方に行けるといような人からまず先に移住しているということがあります。

それはどこの地方もそういう順番になってくるのではないかというふうに思います。

ですから、地方のほうで雇用の場や受け皿づくり等をやっていかななくてはならないわけですが、やっていってそれが整ったときに初めて人が移住してくるわけではなくて、準備をしている、でも一方では整わなくてもまず自分で食べていける人から移住してくるという、そういう流れになるものと思っていますので、そういう意味でも期待をしているということをつけ加えさせていただきます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番(中村圭介議員) 私は以前の一般質問で企業誘致を推進すべきだと、その企業とは創業の企業誘致という意味合いで質問させていただいたわけです。そのときこのクラウドソーシングを知っていればもうちょっとお話ができたかと思うんですけれども、まさにそれに直結する話ではないかなというふうに思います。

本当に仕事のワークスタイルは変わって、実は都会から帰ってきている同級生、先輩がいるんです。そういった人たちは何かというと、やはりデザイナーとかクリエイター、ホームページをつくれたりとか、そういった技術を持った方。どんな仕事をしているのかというと、市内だけじゃないんです。東京で学んだ会社の顧客の方から定期的に更新の仕事をもらったりということと在宅ワークをやっているんです。

でも、びっくりしたのはその人がクラウドソーシングを知らなかったというのはちょっとびっくりだったんですけれども、だから、そういった方がやはり米沢に戻ってくる後押し、米沢はこういったものを積極的に取り組んでいるんだと、そして戻ってきた方を支援しますよという姿勢こそがIターンの促進にもつながると思いますし、また、このクラウドソーシングに関しても自治体の提携例がございます。

クラウドソーシングも実際にただではありませ

ん。その仕事の報酬料に対して、これも5%から10%ほどの報酬を運営会社に払うわけですが、この岐阜県の提携例を見ますとクラウドソーシングサービス会社と提携することで岐阜県内で仕事を受注した県が認定した方に限って手数料がかなり減免されるというような特典がついておるようでございます。

実際にそういった形で提携を結んで市内に新たなクリエイター、デザイナー等を育てていこう、誘致しようという動きが始まっております。

これ他市の状況を勉強していたら多分みんな同じことをやると思うんです。そうしたらライバルがめちゃくちゃふえていきます。でも、今ならライバルは少ないです。今一気に進めてしまえば、私は米沢市は本当にライバルが少ない中でどんどん事業を進めていくことができるんじゃないかなというふうに思っております。

これは前段に述べましたクラウドファンディングについても一緒です。はっきり言って今のところ学べる自治体はほとんどありません。ありませんので、これは独自に多分勉強していただくことになろうかと思えますけれども、ぜひ他市の研究というものも大事かもしれませんけれども、独自に、渋間議員も言った想像力を持って取り組んでいただいて、むしろ逆に他市から行政視察が来るような先進的な事例として米沢市の名前が挙がってくるような取り組みを期待して今回の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○島軒純一議長 以上で19番中村圭介議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前 9時52分 休 憩

~~~~~

午前10時02分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、危険ドラッグについて外1点、16番海老名悟議員。

〔16番海老名 悟議員登壇〕（拍手）

○16番（海老名 悟議員） おはようございます。私、一新会の海老名悟です。

この9月に入りましてめっきり涼しくなってきましたけれども、ことしの夏は事前の予想に反して何だかんだいって暑くて、あげくに雨が大変多い夏ではなかったのかなと思っています。

この大雨によって各地で災害が多発しておりました。きょうの朝のニュースでもせんだっての台風によって被害を受けていた京都府の福知山市、こちらなんかでもまた大雨によって増水しているというようなニュースが流れておりました。

中でも先月発生しました広島市での土砂崩れによる被害はもう大変甚大なものになってしまいました。県内においても、きのうも各議員がおっしゃっておられましたけれども、隣の市であります南陽市なんかでは2年連続で水害に遭ってしまったというようなところがありました。

この大雨による土砂崩れや河川の氾濫というのは日本全国至るところで発生する可能性があります。まして、この米沢市ではたまたま大きな被害は免れておりますけれども、いつ、どこで発生するかわからないということを考えますと、こういった大雨による災害というのは対岸の火災ではないということだと思います。

そんな対岸の火災というものは何も自然災害に限ったことではないというふうに思います。世の中で起きているさまざまな事件や事故、こういったものもいつ何どき自分の身の回りに起きないとも限らないのであります。今回の質問の1つ目であります危険ドラッグについては、そんな思いから出てきたものです。

それでは、質問に入ります。

危険ドラッグとは、本年7月からそれまでの脱法ドラッグという名称から変更されましたが、その実態は合法ハーブや合法アロマなどと称して繁華街やインターネットでも販売されています。危険なのに合法とはどういうことなのかと。私も一体どういうことなのかわかりませんでした。調べました。

そうしますと、合法ハーブとして販売されている商品の中に薬事法による指定薬物があるかどうか分からない、よって規制ができないということが現状だそうです。では、その中に指定薬物があるかどうかを鑑定するための機器や専門家が足りない、こういった実情からその規制が現場に追いついていないというのが現状だそうです。

しかし、ことしに入ってからこの危険ドラッグを使用したことによる暴走事故が多発し、被害者が亡くなる痛ましい事故まで起きております。そこで、このような危険ドラッグの有害性について本市としてどのように捉えているのかお尋ねします。

次に、危険ドラッグに対する本市の教職員の認識についてお尋ねします。首都圏を中心に学校や地域で薬物乱用防止活動を行っている民間団体、日本薬物対策協会では、小中高校の教員781人を対象に当時は脱法ドラッグと呼ばれていた危険ドラッグについて昨年度アンケート調査を実施しています。

その調査結果によりますと、脱法ドラッグについて聞いたことがあるという方が39%、知っているという先生が60%で、合わせるとほとんどの教員がある程度は知っていることがわかりましたが、その有害性を説明できる割合になると、簡単に説明できるという先生は63%、なぜ有害なのか明確に説明できるという先生は7%だけで、残りのほぼ3割ははっきり説明できないとなっていました。このことから、ほとんどの教

員が知っているとしたのは新聞やテレビなどの報道による情報であることが明らかになりました。

この調査は昨年3月からことし2月にかけて東京都や大阪府のほか、埼玉、千葉、神奈川、静岡各県で実施されたものです。首都圏と地方との違いはあるものの、これだけ危険ドラッグによる事件事故が多発している状況を考えれば本市の教職員の認識も対岸の火災というわけにはいかないと思いますが、いかがでしょうか。

次に、小中学生に対する薬物乱用防止教育についてお尋ねします。

先ほど述べた日本薬物対策協会は、一昨年の9月から12月にかけて東京、埼玉、神奈川の3都県の高校6校、中学校11校を対象に薬物に対する意識調査も行っており、高校生3,074人と中学生3,076人の計6,150人が回答しています。

この調査結果によりますと、所持も使用も悪いことだとした生徒が75%を占める一方、使用するかどうかの判断は個人の自由だとした生徒が13%いました。また、脱法ハーブを試してみたいとした生徒は36人おり、何と試したことがあるとした生徒が37人いたそうです。しかも、そのどちらも中学生のほうが多いという事実まで判明しました。

実際に試したことがあるという生徒数の割合は0.6%とわずかに見えますが、試してみたいと興味を持っている生徒数と合わせれば1%を超える73人という数字は大きいと思います。

これらの調査結果を踏まえますと、中学生までの段階で危険ドラッグの有害性に関する啓発と教育が必要だと思います。文部科学省でも全ての小中高校の児童生徒を対象にした薬物乱用防止教育を年間最低1回行うことを指示していますが、本市における薬物乱用防止教育についてどのように実施されているのか、お答えください。

続きまして、ふるさと納税について三たびお尋

ねします。

実際に今答弁される山口部長におかれましてはまたかという思いとしつこいなという感情が入り交じっておられるのかと思いますが、ここはあえて質問をいたします。

なぜかもしつこくふるさと納税について質問するのか、山口部長ならずとも思われる方も多いかもかもしれませんが、同様に年明け以降のふるさと納税に対する注目度が増しているのも事実であります。政府も地方創生策の一環として制度の拡充を実施する方針にあることは御存じのとおりであります。

そこでまず初めに、ふるさと納税による財源確保に対する認識についてお尋ねします。本市においてはふるさと納税による寄附金を子供たちの図書の充実など7つの使い道に財源として充てられているわけですが、昨年度の寄附実績額である670万円から返礼品に係る諸費用を差し引けば、それぞれに充てられる財源はかなり限られた金額ということになります。

前回の質問でも引用した5月18日付の山形新聞には、天童市は寄附に対し贈答品代、人件費、郵送料などを考慮すれば増収効果は微々たるものの、歳入確保は目的とせず特産品のPRや地場産業の振興につながることを狙っていると載っていましたが、7月29日付の同紙には4月から7月28日までの寄附金額が1億円を超え、天童市長は収収面も期待でき大切に活用したいと述べていることが載っておりました。2カ月ちょっとの違いでかくも新聞に載る情報が同じところから出る話としては全く違っているという状況にあります。

天童市の昨年度の寄附実績額は60万円です。この金額では増収効果は微々たるものでありますし、歳入確保は目的とせずになります。1億円を超えれば収収面も期待できるわけです。財政課に言わせれば、それでも安定財源にはなり得ないというのが本音だと思います。

そもそもいろいろな方々からの寄附金ということから予算化できるものではないわけですから、当然だと思います。この辺の話は先ほどの中村圭介議員と山口部長とのやりとりでもおわかりかと思いますが、しかし、入ってくる金額が大きくなれば使える金額も大きくなるわけで、その使い方によっては効果も大きくなるのではないのでしょうか。このような観点から、ふるさと納税による財源確保についてお答えください。

次に、返礼品の多様化がもたらす効果についてお尋ねします。

この件については前回の質問でも触れていたもので簡単にしますが、さきに事例として挙げさせていただいた天童市では返礼品を充実させたのが増加の理由だと述べています。天童市では寄附金の額によって返礼品を選べるようになっていた点は本市と同じであります。そこで選べる返礼品の数は50種類を超えており、本市の9種類と比べてその差は歴然としています。しかも返礼品を充実させたことで地元の特産品が全国から評価され、地場産業の振興にも寄与しているのであります。

その上、ふるさと納税の申請者からは天童市を知らなかったが豊富な食材があり一度訪れたいというコメントまで寄せられているそうです。ここに私が前回お話しした活性化が始まっていると思います。寄附金という金が動くことで地元特産物という物が動き、それに引き寄せられて人が動く。まさに人、物、金の3つが動くことによって活性化が始まっているのであります。

同じ県内の市で地域活性化を実現しようとしている状況を踏まえれば、ふるさと納税に対する返礼品の多様化がもたらす効果はおのずと見えてくると思いますが、市当局の見解はいかがでしょうか。

以上、壇上からの質問といたします。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕



○安部三十郎市長 ただいまの海老名悟議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、ふるさと納税についてお答えをします。その他につきましては部長よりお答えをします。

ふるさと納税制度は、ふるさと寄附金制度とも言われるとおり、地方で生まれ育ち都会で納税している人たちがふるさとに貢献できるよう創設された制度です。米沢の出身であるから、米沢を訪れたことがあるからなど、さまざまな御縁により米沢を応援しよう、米沢の役に立ちたいと寄附する方がいらっしゃって初めて米沢市の歳入となるものであり、財源という観点からは安定的なものとは言えないと考えておりますが、いただきました寄附については本当にありがたいと感じており、有効に活用させていただいているところです。

また、ふるさと納税制度の政府の見直し案は税額控除の上限額を個人住民税の約1割から2割へと見直す内容であり、大都市圏から地方へお金が流れるようにと政府が地方創生を目指して設置するまち・ひと・しごと創生本部で検討するものです。もちろん拡充されればふるさと納税に対する国民、とりわけ大都市圏における住民の意識も今後さらに高まり、新たにふるさと納税を始められる方、また今までより金額をふやして寄附される方も出てくるものと予想されます。

現在、2015年度税制改正に盛り込むか否かを検討している段階であり、今後政府の動向を注視していかなければなりません、市としても対応を検討する機会になるものと認識しております。

今年度に入りふるさと納税に対する国の考え方も従来より変わりつつありますので、このような国の方向性も踏まえ、本市のふるさと納税のあり方について検討を進めていきたいと考えております。

次に、返礼品の効果についてですが、6月議会における一般質問でもお答えしたとおり、3万円以上寄附された市外の方に対し昨年度までお米をお送りしていたものを、今年度から新たにリンゴ、リンゴジュース、地酒、啓翁桜を加え、計5つの品から選んでいただくものにしたところであります。

今年度のこれまでの状況を見ましても3万円以上寄附される方がふえてきておりまして、品目をふやしたことによる一定の効果は出てきているものと感じております。

御質問の返礼品の品目をさらにふやすことについては、国のふるさと納税に対する今後の拡充の動向も注視しながら検討していきたいと考えております。

また、PR効果についてですが、返礼品としてお送りした米沢の特産物に触れてもらうことにより米沢のファンになってもらえることも考えられます。このことから、制度の趣旨を踏まえながら本市特産品のPR効果も考慮に入れた本市のふるさと応援寄附金のあり方を検討していく考えです。

私からは以上です。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、危険ドラッグの有害性についてお答えいたします。

覚醒剤や大麻などと同様の、またはそれ以上の薬理作用がある物質であるにもかかわらず、その脱法ドラッグという呼称が違法性、危険性についてあたかも合法であるような誤解を与えることもあったことから、警察庁と厚生労働省はそれにかわる名称を募集し、7月22日、新しい呼称を危険ドラッグと発表いたしました。

呼称がかつての脱法ドラッグから危険ドラッグへと変わりましたが、危険ドラッグの多くが実際には違法薬物であり、これらの薬物が危険性の高い薬物であることに変わりはありません。

危険ドラッグはハーブ、お香、芳香剤、バスソルトなどの名称で販売され、種類も多く、規制しても類似する新たな薬物が次々と製造されるなど、大きな社会問題となっております。

その毒性につきましては多幸感、快感を高めるとともに、意識障害、嘔吐、けいれん、錯乱、幻覚、幻聴、倦怠感、集中力の低下など特に脳に強く作用し、使用量がふえるほどダメージが大きくなり、薬なしではいられない依存症やさらなる効果、効力を求める耐性を持ってしまうものであります。

そして、添加されている物質や含有量がさまざまでありますことから、どのような健康被害が起きるかわからない物質もあります。

また、使用後に自己コントロールができずにやめられなくなり、幻覚や意識障害で救急搬送される事例も起きております。

さらに、インターネットで容易に購入できることから、麻薬や覚醒剤などの薬物乱用へつながる危険性も指摘されております。

以上のことから、市としましてもその危険性をPRしていかなければならないものと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私から、海老名悟議員の御質問にお答えをいたします。

危険ドラッグについてのうち、2点についてお答えをいたします。

まず初めに、教職員の認識についてお話をいたします。

危険ドラッグについて教職員がどれくらいの知識を持っているのかについてでありますけれども、教育委員会で調査などは実際にはしておりません。

危険ドラッグが要因と思われる事故が連続して起きていることや脱法ドラッグから危険ドラッ

グと名称が変わったことなど連日報道されておりますので、危険性の高い薬物であるといった一般常識としての知識はあるというふうに考えられます。

また、文科省を初めとするさまざまな関係機関から危険ドラッグについての情報が出されており教職員も学んでおりますが、日々情報が追加更新される現在、十分に専門知識を持つことの難しさがあるというふうに考えられます。

次に、小中学校における薬物乱用防止教育の現状についてお話をいたします。

現行の学習指導要領では小学校5、6年生の体育科の中で病気の予防の中に喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為が健康に与える影響について理解できるようにするとあります。

具体的にはシンナーなどの有機溶剤を取り上げ、死に至る可能性や依存性があり、心身に深刻な影響を及ぼすことを理解できるようにしています。また、麻薬、覚醒剤などの薬物の乱用は法律で厳しく禁止されていることにも触れるようにとされています。

5、6年生で16時間程度の学習時間となっておりますので、年間8時間程度の保健領域の学習の中で薬物乱用防止の内容は1時間程度指導しております。

中学校では保健分野、健康な生活と疾病の予防の中で心身への影響と健康を損なう原因になることを指導することとなっております。

具体的にはたばこ、飲酒、薬物と扱い、薬物ではシンナーや覚醒剤、大麻を取り上げ、別の呼び名の存在などにも触れています。さらに、薬物乱用が引き起こす社会への影響も指導し、犯罪であることをきちんと指導しています。保健分野では3年間で48時間程度となっており、適切に配置することとされております。

さらに、文科省から昨年、平成25年に出された「第四次薬物乱用防止五カ年戦略」の中でも薬物乱用防止教室の開催について、中学校、高等

学校は年1回、小学校においては地域の実情に応じて開催に努めることとされております。

本市の薬物乱用防止教室の開催状況は、平成25年度、中学校は100%、小学校は約60%でした。どちらも警察職員や学校医、学校薬剤師等を講師として招き、より専門的な立場の方から各発達段階に応じてわかりやすく指導をしていただいております。

しかしながら、取り扱うものの中に危険ドラッグは具体的には入っていないため、今後指導内容に加えていく必要性を強く感じております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） まず、御答弁ありがとうございます。

まず、先に危険ドラッグについてお尋ねをしていきたいと思います。

まず、その有害性については先ほど健康福祉部長のほうから御答弁あったとおりの中身であると思います。これは報道等によっても出されていますし、それこそインターネットを見ればいかに危険なものかということについてはる細かく出されています。

ハーブという言葉がどうも誤解をやはり招いているというのが一番ではないのかなというふうに思います。ハーブというのはほかにも実際自分の身の回りの生活にたくさんあるわけです。ハーブティーなんていったらおいしいお茶としてむしろ健康にいいなんて言われて飲んでいる方もいらっしゃるわけです。私も実はハーブティー大好きです。

そういったところからいくと、実はハーブという言葉で何となく自然由来のもので、しかも合法だと言われているというところからいくと大丈夫なんじゃないかという簡単なイメージが付きやすいところなのかなというふうに思います。

これが例えばことしになってから有名な男性歌手が覚醒剤及びMDMAの使用によって逮捕さ

れるという衝撃的な事件がありましたけれども、裏にはやはり暴力団が介在しているというふうなところも報道で出ていました。

そういった点からいくと、例えばいきなり大麻や覚醒剤といったものに一足飛びに行くのかといったら、これはなかなかちょっと考えにくいというか、考えたくないところであると思います。

しかし、今言ったように身近にあるハーブという言葉がついているこの危険ドラッグについては、別に暴力団から買わなくても、言ってみればいつでもどこでも買えると。インターネットでも買えますし、東京に限らず最近では売っている場所も拡散しているという状況にあることから、非常にその危険性についてもっと知らなくてはいけないなというところがあります。

この危険性、有害性について市のほうとしてもそういうふうに確認をされているということであれば、これについて当然この後小中学生に対する啓発という部分についてまた触れさせていただきましても、市民に対してもこの有害性についてやはり市としても告知をして周知をしていくべきではないかというふうに思うんですけれども、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 危険ドラッグについては、やはりテレビの報道などで今現在話題になっておるわけです。具体的に今現在この危険ドラッグについて市民に対して直接本市のほうからPRということのお問い合わせですけれども、今のところちょっと残念ですが、申しわけございませんが、具体的な方法でもって市民の方へというところは今のところちょっと計画のないところです。

ただ、さまざまな広報資料が県を通して国から入ってきておりますので、現在のところそういった啓発のポスターなどをもってそれぞれ市民

のいらっしゃるところにそれを掲示しPRに努めているといったところの状況でございます。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) ぜひこの危険ドラッグについてどういったものなのか、何が有害なのか、危険なのかというところを知らせることができるような広報手段をぜひ考えていただいて、その辺は県と協力してというふうな形になるかもしれませんけれども、それこそ先ほどから話も出ていますけれども、他市の様子を見てということではなくて、これこそ米沢市が先行してこれについては非常に危険なんだと、皆さん気をつけてください、決して手を出さないようにということを知らせていくということが大事だと思いますので、ぜひともこれは早々に検討して実施に向けていただきたいと。これは要望をさせていただきます。

続いて、教職員の認識についてという部分なんですけれども、先ほど私のほうで触れさせていただいた日本薬物対策協会、これはあくまで民間団体ですので、その民間団体が自主的に学校の先生や児童・生徒さんを対象としてアンケート調査をするということですので、これを例えば教育委員会がやるとかということは特に求めるつもりもありません。

実際に調査はされていないということですので、そこはそことしてということなんですけど、しかし、先生方の一般的な知識はあると。ただし、十分な専門知識を持つのが困難な状況にあるというお話でした。確かに今現在現場で教壇に立っておられる先生方にとってはもうやらなくてはいけないことが山ほどあって、そこまでなかなか実際に、手が回らないという言い方はおかしいかもしれませんけれども、そこに時間を割く余裕が恐らくないのではないかなというふうには推察いたします。

ただ、実際に先ほど申し上げたとおり、この危険ドラッグというものが実は簡単に手に入る。

例えば東京の繁華街に行かないと、直接お店に行かないと買えないかといったら、実態はそうではない。今インターネットで幾らでも手に入れることができる。

そういったことを考えた場合、今当然のことですけれども、小中学生、当たり前前にパソコンを触ってインターネット画面を開いてさまざまなものを検索できる。極端な話、注文もできるということを考えると、そういったものが身近に来る可能性は十分この米沢においてもあるということだと思いうんですけれども、その身近に手に入れることができるという部分についての認識は教育委員会としてはいかがお持ちでしょうか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 身近にという部分については、まさに今の子供たちのネット環境を考えると手に入れることができるというふうに考えております。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) まさにそこが怖いところだと思います。先ほども申し上げましたけれども、何となくハーブという言葉、そこからいくと大麻とか覚醒剤、シンナーとかと言われるよりは何となくやわらかい、イメージとしては入りやすい、取っつきやすい言葉だと思うんです。

でも、先ほど健康福祉部長からもあったとおり、実態としてはその中には合成薬が大量に入っているということで、決して天然由来のものなんかではないですし、ある意味中身が確定されている覚醒剤やMDMAよりもむしろ怖い、結局それがどうなっていくのか、それを大量に使うことによってどういう反応を示していくのか、今医療機関でも把握ができていないと。そうすると治療のしようもない。非常に怖いものだと思います。

そうしますと、実際身近にある可能性がある

いうところからいくと、これに対してやはり学校側、教員、先生方としてもそれに対する認識というのは、これは大変かもしれないですけども、やはりこれはきちんと持っておく必要があるのではないかと思います。

時間がないですし、お忙しいのは十分わかるんですけども、文部科学省のほうとしても薬物については重々気をつけてやってくださいと、それについては教育もされているということでもありますけれども、この危険ドラッグについては残念ながら入っていないというところからいけば、身近に持ってきてやすい危険な存在を未然に防ぐという意味では、まずその防波堤となるのは私は学校であり、家庭であるというふうに思います。

とするならば、先ほど健康福祉部長にもお願いした市民に対しての周知、これは言ってみれば家庭に対して、御家族の方に対しても、これは簡単に手に入るけれども非常に危険なものなんですよ、だから絶対にだめなんですというところをお知らせする。

そして、学校側では先生方が危険ドラッグについての知識をきちんと持つ。そのことによって、小学生の児童さんだったらまだこれはだめなんだからねくらいで済むかもしれませんが、中学生くらいになれば、実際先ほどのアンケートにある以上、使うかどうかは私次第なんだと。だから、仮に持っていたとしてもそれは問題ない。使うかどうかは私の判断で決めるんだからいいんだと言ってしまうと、持っていることすら危険だ。今現在は既に持っていること自体が違法ですけども、そういった状況にあるということを先生方もきちんとわきまえて、踏まえた上で生徒たちにそれを教えていくということが必要だと思います。

そういった点からいくと、先生方に知っているかどうかの調査なんかはする必要ないですけども、先生方に講習会をやっている時間がもっ

たないんであれば通知という形しかないのかもしれませんが、何らかの形で今持ち得る伝えられるだけの情報は伝えていく必要があると思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 現在社会で起こっている危険ドラッグにかかわるいろいろな事件、事故がありまして、国のほうでもことしの7月に薬物乱用防止教育のさらなる充実ということで通知を出しております。危険ドラッグ乱用の根絶のために緊急対策を進めていこうということでもあります。

まず子供たちを指導するためには、議員お述べのとおり教師がきちんとした知識なり対応策を持たなければいけないということになりまして、県でも教職員に対する研修機会の充実を図っていこうということでもありますので、本市の教育委員会としましても県と一緒にあって、まずは教師の研修に力を入れていかなければいけない。

そして、そこから子供たちに具体的に指導していかなければいけない。乱用するとどうなるのか、あるいは今どういった危険ドラッグが出回っているのか。そして、最後にはやはり薬物を勧められても絶対に断るという強い心をきちんと持つんだということを保健体育の授業だけでなく、道徳教育、そういったもの学校教育全体の中できちっと指導していかなければいけないというふうに考えております。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） ぜひとも国のほうとしてもこの危険ドラッグについてはやはり注視して指導もしていかななくてはならないということで、今まさにそういう通知が来ているというところでもありますので、ぜひこれに関しては米沢市の教育委員会としても市内の小中学校の先生に対してきちんとした知識を持ってもらおうということを、これは本当に早々にやっていただ

きたいと思います。

先ほどのアンケート調査の中で実は脱法ハーブ、当時は脱法ハーブという呼び方をしていたときの中学、高校生に対するアンケート調査の中で、使用しても法律に反しなければ悪いと言えない。つまり、これは覚醒剤じゃないから。覚醒剤はもう使用したら即逮捕、所持しても逮捕、これは違法であるということの教育は恐らく行っているということなんです。

ところが、この脱法ハーブ、今は危険ドラッグになっていますけれども、これに関しては法律に違反しなければ使用しても持っていたても問題ないじゃないかというふうな捉え方をしている生徒が実は5.7%いたそうです。

また、使用するのはいけないけれども所持していても悪いとは言えない、持っているだけだったら問題ないじゃないかという子が7.1%いたそうです。やはりここに今の規制が及んでいないという部分が多分に影響しているんだと思います。

この脱法ハーブ、危険ドラッグについてはこういった感覚で見ている生徒が実際にいるということ踏まえれば、何でそれを持つのがダメなのか、持っているうちに使ってしまうからダメ、何で使ってはダメなのか。それは法律に違反するからというよりも、自分の体にどれだけ悪い影響があるのかというところがわかっていないからだと思うんです。

その辺についてはやはりきちんとした知識のもとにこれは教えていくしかないというふうに思いますので、ぜひ教育委員会としても、国の指導もありますが、生徒に対する指導をするためにも先生自身がしっかりとした知識を持っていたくということにまずは努めていただきたいというふうに思います。

それから、小中学生に対する薬物乱用防止教育という部分について、これは毎年きちんと時間を設けてされているということでした。

ただ、やはりそこで今教育をなされている中身

というのが実はシンナーについてだめだよという話なんかは私たちの世代でもありました。もう40年くらい昔の話ですけれども、そのときですらシンナーはだめだよということを言われていました。実際に中学校の技術の授業で冬場締め切った技術室でシンナーの塗布をやっているうちにみんな気持ちよくなってしまったという経験があるくらいシンナーは危ないなと身をもって体験したこともありますけれども、でも、残念ながらシンナーと大麻と覚醒剤。この件について教育をしているというところからいくと、昔とそんなには変わっていないということだと思います。

残念ながらここには危険ドラッグは今のところ入っていないと。これから文部科学省の指導によって危険ドラッグについてもこれを入れて教育していくようにということになると思いますけれども、やはりせっかくとっている時間の中でこの危険ドラッグについてもいかにそれが危険なものなのか、有害なものなのかということについて、それから、既に違法性もあるんだということについて、これもきちんと教えていく必要があると思います。

これは今の段階ではないという話でしたけれども、この危険ドラッグについて小中学生を対象とした薬物乱用防止教育の中にぜひとも入れていただきたいと思うんですけれども、それについての見解はいかがでしょうか。

○島軒純一議長 原教育長。

○原 邦雄教育長 この件に関してはやはり今まで教員全体勉強不足、知識不足というのは否めないで、さまざまな研修を通して深めて、児童・生徒に指導していきたいというふうに思っています。

その中で、違法性、それから健康に関する面の指導とあわせて、いろいろニュースで知らされている一般市民へのいろいろな影響、例えばしっかりとルールを守って通学していた列に突っ込

んでいく、死亡させる、こんなことが続いているわけですが、やはり人に影響を与えてしまう、人を不幸にするというふうな点も大きく扱って指導していきたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) やはり教育をするためには教育をする側の、指導する側の立場の人がきちんとした知識を持っていないとやはり指導も教育もできないということだと思いますので、順番からいけばまず先生方に知識をきちんとしたものを持っていただく。その後小中学生に対する薬物乱用防止教育の中でこの危険ドラッグについても教えていただくということにはなるとは思いますけれども、いずれにしても早いにこしたことはないと思います。

今小学生の子も中学生に来年なるわけですし、中学生の3年生の子は来年高校生になっていく。どんどん進んでいくわけですから。進めば進むほど今の子たちは情報の摂取量というのはどんどん比例してふえていくという状況にあると思います。そういった点からもこれはなるべく早くきちんとした情報を伝えてやるということが必要だと思います。

インターネットでも見れば確かに何となく危ないなという、これは記事としてどちらかというところと載っているという程度です。本当に自分に対してどう害があるのかということがやはりネット上で見てもピンと来ないというのが正直なところだと思います。

だから、やはりこれは身近にいる御家族とか先生からこれを使うとどういうことになるのか、だからだめなんだということをしっかりと伝えていただきたいということを要望して、こちらについては以上とさせていただきます。ぜひ早目に対応していただきたいと思います。

では、続いてふるさと納税についてであります。先ほど市長のほうからまず答弁がありまして、

今現在政府のほうで検討されているさまざまな拡充というふうなところを検討がなされていますので、こういった動きを注視しながら市も検討していきたいということと、それから、私のほうでもしつこく言ってまいりましたその返礼品の品目の拡充というものについても検討していきたいというお話でしたので、それぞれ政府の対応を見ながら検討し、自分のところでも返礼品目をふやしていくほうに検討するということでは、それはそれでいいんですけれども、やはりこういうものは私は何ぼでも早いほうがいいんじゃないのかなと思うんです。

ちなみに、先ほど事例として取り上げさせていただいた天童市さん、ここでは今回わずか4カ月、4月から始めてこの4カ月で寄附申請が9,115件、金額の合計が1億439万円。前年度60万円のところが何でそうなるのと。前年度はつまりやっていなかったということに等しいと思います。

ところが、先ほど申し上げたとおり実は返礼品目を拡充させることによって一気にこれだけ出てきたと。そのことによって天童市長ももう既にこの金額になれば税収面としても期待できると。この税収という言葉が当たっているかどうかはちょっと別としても、少なくとも市の歳入の一部になっていることは間違いないわけです。

実際1億円入ってきたから1億円使えるかといったら、そんなわけはありません。基本的には半返し。つまり1万円の寄附を頂戴すれば基本的に5,000円相当のものを返礼品として差し上げるという形ですので、そのほかに郵送料であるとか、あと天童市さんの場合には一律に将棋の駒のストラップもつけていますので、この費用も差し引いてしまえば実際に残るのは2割ちょっとくらいだそうです。ですから、1億円入ってきても手元に残るのは2,000万円ちょっとということにはなるとは思います。

それでも、4カ月、4カ月と言うのもあれです

けれども、4カ月で2,000万円。いろいろな使い道は確かに米沢どおりにあります。でも、そこに使えるお金が2,000万円出てきたとすれば、これは私は十分財源として見ることができるんじゃないのかなと。

先ほど中村圭介議員の問いに対して山口部長のほうからも予算というのは総計主義だから途中でどうこうなったからといってそれを削ったりなんだりという話ではないんだと、当初上げたものは上げた予算できっちりとその事業のために使っていくんだというお話がありました。そのとおりであります。

実際、先ほど私も申し上げましたけれども、こういった寄附金によるお金というのはあらかじめ予定できるものではないということも十分わかります。しかし、もとの金額が大きくなれば、たればに基づいて言うのはいかなものかと私も思いますけれども、でも、実際天童市や尾花沢市ではそれを具現化しているわけです。

そういったところからいけば、その部分について残った金額はきちんとした財源として使用できると思うんですけれども、そういった部分についてのお考えはいかなものでしょうか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 ちょっと御説明させていただきますと、先ほど予算総計主義のお話をしたわけですが、それは年度内の完結主義ということでありまして、寄附金をもらったもので余計にもらったから別なものに使うかというのは、その年度内においてはできないと。

私ども今運用しておりますのは、次年度の予算編成のために一旦積み立てておいて、その意向に沿って新たな拡大分も含めて次年度の予算を編成したときにその基金を繰り入れながら予算充実を図っていくというやり方ですので、そういう方法であれば十分に可能なわけであります。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) となれば、今年度、

例えば平成26年度にその寄附金によって、1,000万円なのか2,000万円になるのかわかりませんけれども、言ってみればそういった単位でのお金をもし歳入として確保することができれば、これを翌年度の予算に反映させていくことができるんだという今山口部長のお話だと思うんです。

私はそれで全然差し支えないと思います。このふるさと納税制度、2008年に始まって今までできているわけですが、今政府はこれを拡充しようという方向に動いています。ということは、ここ数年でこれもうやめてしまいます。何だかどうもいまいち効果がなさそうだし、もうやめますというんだったらこれはどうなのかなという話になりますが、今政府は地方創生というものを一生懸命考えている、その一環としてこのふるさと納税制度の言ってみれば寄附金の上限額を具体的には倍にしようと。そういった話を今検討しているわけです。

そうなれば、寄附金の額は格段に大きくなるはずなんです。であるならば、今のうちに米沢市としてもそれに対応できる状況をつくっておけば、これは来年、再来年につながっていく話だと思うんです。

それを来年までまず検討して、検討して、検討してよっころしょと始めるよりも、今始められるものであれば、今すぐというわけにはいかないでしょうけれども、幾らかでも早く対応できれば来年度にスムーズに結びつけられるんじゃないですか。

私は3月からずっと言っていますけれども、何でかという、そういった体制にあるんだから米沢として幾らかでも早くそれに対応できるようにすれば寄附金の額も大きくなる可能性があるし、それを来年度に使い回しできるお金がふえるんじゃないですかということでの話だったんですけれども、しつこいようですが、そういった点を考えれば私は一刻も早く対応すべきだと思うんですけれども、その辺どうでし



ようか。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 今の少しでも早くという御質問に対してお答えをしたいというふうに思います。

壇上でも述べましたようにこれまでの方針については再検討をするというふうには申し上げましたが、急いですぐというような方向では述べておりません。それにはわけがあるからです。

それは何かといいますと、このふるさと納税の問題、そして今起きている現象については深い意味があって、簡単に、単純に捉えていくべきではないというふうに思っているからであります。それは何かというと、そもそもの地方自治制度の意義、地方自治の本旨というものにかかわってくると思っています。幾つもの地方自治の意義がある中で、1つには国の政策のチェックというものがあります。すなわちこういうような政策でよいのかということを地方自治体の立場を踏まえてチェックしていくという、そういうものがあるわけであります。

その点を考えてみますと、このふるさと納税というのは地方自治体によって2つの反応に分かれているというふうに思います。1つは国が設けた制度の趣旨を理解して、それを遵守して行っていくという態度。もう1つは、そうではなくて、この制度を逆手にとって地域の特産物のPRをしていくということであります。そして、その逆手をとってという自治体がたくさん出てきたことから国から制度の趣旨にのっとってもらいたいという通達が来ているわけであります。

ところが、今度はその国の方針自体がこの現象、すなわち少額のたくさんの申し込みがあって、そしてその返礼品が人気を得て、そして特産物がPRされていくという、そういう当初想定しなかったような現象を受けて国の制度が今再検討されているところであります。

ですから、そういうことを考えますと、今国で

検討されている方針の転換ということを見定めて対応していくということが大事だというふうに思っています。当然話がもとに戻りますと国の政策自体が地方自治体の立場から見ておかしいということであれば、そもそものチェック機能から別の方向にということもあると思いますが、そもそもの国の趣旨が間違っているものではない。そして、間違っているものではない国が今度方針転換をしようとしているということでもありますから、その方針転換を見定めて市も対応を考えていくというのが地方自治体の、あるいは地方自治制度の趣旨からいってあるべき姿というふうに考えております。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 私はそれはちょっと違うと思います。地方自治体の意義として、地方自治の意義として国の政策をチェックする、それはいいと思います。

しかし、今回のこのふるさと納税制度、もともとからいえば言ってみれば県外に出ていった出身者が地元のために何とかできないか、応援したいというような気持ちもあってふるさとに対して寄附をするというふうな形がもともとのところだったと思います。そこに東日本大震災もあったために、その被災地のためにこの寄附金も活用しようということでもう一気に広がったわけです。

今市長もみずからおっしゃいましたが、その制度を逆手にとって言ってみれば地元自治体の特産物をPRするということも出てきた。でも、もともとの国の趣旨としてはそうじゃないからそっちに走るのは気をつけてくれよという通知があったということも聞いています。当初はそういう国の方針であるからここに別のとり方でやるのはやめてくれということがあったのも存じ上げています。

しかし、その制度を逆手にとって、それが違法なのかといったら、全然違法でも何でもありま

せん。この制度をどういうふうにするかは私は自治体のやり方一つだと思います。確かに国の政策をチェックするという意味はあるかもしれませんが、ならばそのチェックをいかに生かしたらいいんじゃないですか。これで幾らでも米沢市を全国にPRできる……。

○島軒純一議長 手短にまとめてください。

○16番（海老名 悟議員） ぜひともこの返礼品、米沢はたくさんありますので、使って早々に対応してください。以上です。よろしく願います。

○島軒純一議長 以上で16番海老名悟議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時03分 休 憩

午前11時13分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、新文化複合施設を核としたにぎわいづくりについて外3点、7番鈴木章郎議員。

〔7番鈴木章郎議員登壇〕（拍手）

○7番（鈴木章郎議員） 私から4つについて御質問をいたします。

安部市長の目玉事業である新文化複合施設の建設に至るまで計画行政のかけらも見当たらないものでした。ポポロビルテナントとの立ち退き交渉が難航し、ポポロビル跡地が入手できないことを報告せず隠蔽し、議会の議決を得た公金支出から問題が始まったわけです。

テナントの不退去となり、当初からの計画であるポポロビル跡地への建設を断念し、まちの広場への建設計画、しかし、議会や市民の反対が多いことから、またもポポロビルに戻す計画、それでもだめなら現西條天満公園とするなど、

右往左往の事態となったところです。

建設用地変更で設計料を含む建設に絡む調査費用として米沢市が支出した1,760万円が無駄になり、市長は損金を出した責任として給与2割分の18万円の弁償1回限りで1,740万円の損失を市民の税金で済ませたのであります。

また、新文化複合施設は当初16億円の予算から建設費20億円に、さらに22億円と増額され、各地区説明会でこれ以上建設費がふえないのかとの質問にふえないと言いながら、さらに4億3,000万円の増額で26億円まで膨れ上がり、さらに地盤改良工事を進める中、想定外のコンクリートの塊が見つかり、コンクリートに2メートルの円柱状の穴を掘るためにケーシング工法という特殊工法を用いるため、ことし2月の臨時会においてまたしても増額補正し、30億円近い新文化複合施設となったわけです。

安部市長は複合施設の工期のおくれ、市民や議会に迷惑をかけた、このたびの事業で2回の給与削減、市民のための広報を使っておわびを行ってきました。このまま順調に工事が進めば平成27年建設完成、翌平成28年3月下旬プレオープン、4月1日開館となるが、維持管理費が年間約1億8,000万円との破格の経費がかかる新文化複合施設、完成後市民が納得いく施設なのか疑問であります。

市長また当局は中心市街地活性化とにぎわいづくりに新文化複合施設が寄与する施設だと議会や住民説明会で言われてきましたが、町なかに20万人以上の常時交流人口が図られる文化複合施設の建設によってまちの中に交流人口をつくるのが第一歩であり、第2段階としてそこに集まった人たちが地元の商店街と交流人口のマッチングを図っていく必要がある。それを商工会議所、米商連と連携をとりながらやっていき、そうすることによってここに住みたいという人たちが多くあられるはずであり、その際には住宅政策として住みかえの問題、空き店舗や空

き事務所、こういったものを住宅に転換する支援を考えていかなければならないと言われております。

文化複合施設が建てばここに住みたいという人が多くあらわれると言っておられるが、郊外の市民が転居するのか、それとも市外から入居者がふえるのか、お伺いいたします。また、商店街とは具体的にどこを示されているのか、お聞きいたします。

市長は新文化複合施設が建つと中心市街地の活性が生まれ、そして、いかに米沢の文化、教養のレベルが上がっていくのか、そのイメージを住民に伝えていく努力をしていくと言われたが、完成まで1年余りを前に伝える努力をなされたのか、これから計画するのかお伺いいたします。

私は6月の一般質問でまちの広場代替用地問題について質問をいたしました。当初の文化複合施設だったポポロビル明け渡しをめぐる問題で、ビル側はテナントに対して立ち退きを求める訴訟を起こし約2年間裁判が行われたが、ビル側はことし2月に裁判所に取り下げ書を出し、テナント側は3月に取り下げに同意し訴訟は終結いたしました。

市は3月中に情報を知っていたとのことだが、裁判取り下げ後なぜ3カ月も議会に報告がおくれたのかと伺いました。この件については山村明議員も質問したわけで、そのときの山口部長の答弁に御質問いたします。訴訟は約2年間にわたり非公開で行われましたと答弁しているが、非公開というのはうそではなかったのか。

現に安部市長を被告に訴訟を行っている原告は裁判記録の全部を手にしており、我々市議にもその一部を提示しています。裁判の利害関係者である米沢市は当然非公開ではなかったはずである。なぜ非公開とうそをついたのか、お伺いいたします。

ビル明け渡しの裁判を取り下げた理由に、当局はポポロ側は補償額に相当の開きがあったから

と説明したが、補償額に相当の開きがあったから裁判したのであって、裁判で補償額を決定してもらうのが目的であり、当局はその説明に疑問を感じなかったのでしょうか。

また、ポポロビル敷地は文化交流ゾーンとして市街地活性化を推進すると答弁しているが、訴訟取り下げ後、市は今後の対応をどうするのかとの質問に静観すると答えております。静観していて推進するとはいかなる方法か説明を求めます。

3点目のNHKラジオ中継放送所についてお伺いいたします。

私は2年前にNHKとの賃貸借契約について質問をいたしました。本市との契約の中でお貸しする期限は米沢放送局が存続している期限とあります。現在の建物は米沢ラジオ中継放送所と表示されており、当時の契約相手は米沢放送局であり現在はなくなっているわけで、賃貸借契約は無効ではないのでしょうか。

また、契約時、建物は木造づくりで、現在は建てかえられ堅固建築物。堅固建築物とは土づくり、れんがづくり、コンクリートづくり、ブロックづくりなどの建物であります。木造づくりの非堅固から堅固に建てかえられた場合、改めて契約を交わさなければならなかったのではとお聞きしました。

当時の答弁で、昭和27年のときに行った契約であり相当時間が経過しており、時代背景が相当変わってきていますので、この契約が未来永劫ずっと続いていくのかNHK側と再度確認させていただくとありました。その後、確認の結果はどうだったのか。賃貸借契約の効力を本市の顧問弁護士に相談されたのか、お伺いいたします。

さきの6月定例会で再度NHK問題を質問した際に、移転費用は米沢市に負担していただくとNHK側が言ったので本市でどの程度費用負担が可能なかと答弁しておられますが、移転費

用を米沢市に負担していただきたいと言われたのは具体的にどなたなのか。また、米沢市が費用負担を求められる法的根拠は何か。今後のNHK側とのタイムスケジュールをお伺いいたします。

4点目について伺います。

NHK放送で大河ドラマ「天地人」が放映されたとき、米沢市には観光客が多く訪れ、城史苑は売り上げを約2倍伸ばし大きな利益を上げ、まち全体がにぎわい活気を見せたことはまだ鮮明に記憶として残っております。

観光資源の豊富な米沢市であるから観光は市外からお金が落ちる認識で気合いを入れて事に当たってもらいたいが、どうも努力不足に思えるのであります。

そこで、私なりに提案をいたします。

1つは、米沢市には町なかに多数の蔵が残っていて観光資源として有効活用が考えられるが、今後老朽化が進み取り壊されることが懸念されます。補助金制度で保存をし、民間と協力して有効利用を考えてはいかがでしょうか。

2つ目は、米沢市内に空き地が目立つが、国の交付金制度を利用した民間による観光地域づくり株式会社設立を市がバックアップして土地の有効利用を推進する考えはあるのでしょうか。

また、大門交番から上杉神社にかけてウコギの垣根がありますが、手入れが行き届かず見苦しい景観となっております。もっと垣根を充実し障がい者、NPOの支援として管理を委託する考えはどうか、お伺いいたします。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの鈴木章郎議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、新文化複合施設を核としたにぎわいづくりについてお答えします。その他につきましては部長よりお答えをします。

まず、商店街とはどこかについてお答えをしま

す。

平成23年度に策定した中心市街地活性化基本計画においては、平和通りを初めとした商店街が形成されている商業地域を中心とし、市民文化会館、伝国の杜、税務署、裁判所等の公共施設、交通拠点であるJR米沢駅、山交バス中央待合所、観光地でもある松が岬公園などを含んだ189ヘクタールを区域と定めております。

本市の中心市街地における商店街とは、この区域にある平和通り、たつまち、桐町、駅前商店街を含む全ての商店街が該当をいたします。

また、町なか居住は市外の方に対しても、市内の郊外にお住まいの方に対しても誘導を図っていきたいと考えています。

続いて、市民の文化教養レベルの向上に関してであります。新しい図書館、新しい市民ギャラリーができることによって、その充実度という観点からも市民の文化教養のレベルの向上に寄与すると考えています。

まちの真ん中に何があるかによってそのまちの性格が決まりますので、まちの真ん中に新文化複合施設が建設されるというのはこのまちがどんなまちを目指しているかということを目瞭然に示すもので、そのようなことから市民全体の文化教養レベルは向上するものと考えています。

このことは長い間さまざまな機会を捉えて繰り返し繰り返し市民に説明してまいりましたので、御理解いただきたいと思います。

私からは以上です。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、2番目のまちの広場の代替について、まずは裁判の公開についてお答えをいたします。

ビル所有者とテナントの裁判につきましては、弁論準備手続が全て非公開で行われており、傍聴は許されておりませんでした。本市の対応と

いたしましては、担当職員が当日裁判所に出向き、その終了後、ビル所有者の代理人弁護士から次回の日程やこれまでの経過の概要等についてお聞きをするというふうな状況でございました。

訴訟記録につきましては閲覧は可能であるものの、その写しを入手できるのは利害関係者に限定をされております。また、個々の答弁書、準備書面などの裁判記録は当事者の一方がみずからの主張を裁判所で争うために記載したものでありまして、判決文のように裁判所が公正な第三者として認定をした事実に基づいて作成されたものとは言えませんので、事実確認等ができない等の不確定な情報であるというふうに捉えております。本市として閲覧や写しの入手は行ってまいりませんでした。

次に、移転補償の関係の御質問であります。ビル所有者とテナントとの裁判は、最終的に移転補償額についてお互いの主張に相当の開きがあって解決の見込みが立たないことから、裁判の取り下げを行うという判断になったというふうに承っております。

また、ビル所有者が提訴に至るまでのテナントとの具体的な移転補償の交渉内容については、本市としては承知をしていないところであります。

また、今後のポポロビル敷地の活用については、6月議会の議員の一般質問でもお答えをしているとおり、中心市街地活性化を進める上では文化交流拠点ゾーンの一角をなし、大変重要な位置にあるというふうに捉えておりますので、今後もポポロビルの状況の推移を見てまいりたいというふうに考えております。

次に、NHKラジオ中継所の問題についてお答えをいたします。

まず、当初木造建物でありましたものがコンクリートづくりに改築をされた時点で契約を結び直す必要があったのではないかと御質問であ

りますが、昭和27年1月22日に締結をいたしました市有地の貸借及びその他の契約書の第6条で、「建物、工作物の新增築または新增設をすることを無条件に承認する」というふうにうたっております。

このことから、コンクリートづくりに改築をされた日をもって契約を結び直す必要はないというふうに当時判断をしたものというふうに捉えております。

なお、この貸借関係の法的な見解について顧問弁護士に確認をとっているかという御指摘でありましたが、伺った際には、議員のほうからは賃貸借契約というふうなお話がございましたが、有償賃貸ではございませんで、無償で土地をお貸しをしているという中身になってございます。こうした契約の場合は契約を解除できないということはないというふうな見解はいただいております。

ただ、これは法的な見解ではありますが、私もとしては当時NHKを市側が強力に誘致してきたこと、それからNHKラジオの持っている公益性、公共性を鑑みれば、交渉を行いながら円満に移転の解決を図っていきたいというふうに判断をしているところであります。

次に、今回の一連の交渉はNHK山形放送局の技術部の方々で行っております。技術的な面で移転は可能かどうか、いろいろと検証をしていただきました。これは6月にもお答えをしております。

その過程で今回のようなNHK側の都合ではなく自治体側の希望で移転を進める場合は原因者負担をお願いをしているんだということをNHKの立場として一般的な考え方をいただいているものであります。要するに今回の米沢市のものについては全額負担してくださいというふうなことではございません。

さらに、NHK側の担当者であります、これについては固有名詞は控えさせていただきます

が、NHK山形放送局の技術部の方々、担当されている方々でございます。

なお、この原因者負担の考え方について法的な根拠はあるのかということでありましたが、これは法的なものではございませんで、あくまでも前例、そして交渉によって整理をしていくものというふうに認識をしております。

次に、今後の予定スケジュールであります、現在5キロ以上離れますと大変な膨大な整備費になりますので、余り遠方にならないようなほかの適地がないか検討している段階であります。費用負担のあり方の交渉も含めて移転の合意にはもう少し時間を要するものというふうに捉えております。

仮に費用負担の問題まで解決をしたとしても、現在の出力から高出力に変更せざるを得ないような状況になった場合には、周辺諸国との調整も含めて最終的な移転までには最短でも五、六年はかかるというふうにNHK側からは言われております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

〔埴田美佐雄産業部長登壇〕

○埴田美佐雄産業部長 私からは、4番の町なか観光資源についての御質問についてお答えします。

初めに、蔵を保存し観光資源として活用できないかとの御質問であります、議員御指摘のとおり本市にも蔵が残っているわけでありましたが、どのくらいの数があるのかなどを把握していない状況にあります。本市に残っている蔵の多くは倉庫として使用しているものが多いと推測され、道路脇ではなく屋敷の中にある蔵もあると思われます。

まず、蔵の保存等への支援についてであります、本市では米沢市景観条例や米沢市景観計画に基づき景観づくりを進めており、景観形成は市民、事業者、行政がそれぞれの役割を明確に意識し、協力して取り組む必要があります。

その中で町並み景観保存のための支援として景観形成重点地区内で良好な景観の建物新築や修景を支援するための補助制度等があります。

本市にある蔵を保存し城下町らしい景観を観光資源として活用していくことについては、さきにも申し上げましたとおり市民との協働による取り組みが必要であるというふうに考えておりますので、まずは本市の現状を踏まえながら各地の蔵を活用した観光のまちづくりの先進事例を調査研究してまいりたいというふうに考えております。

次に、松が岬公園周辺部の空き地の有効利用についてであります、議員御指摘のとおり松が岬公園周辺の土地については近年住宅の取り壊しなどにより空き地が多くなっている状況も見受けられます。

本市において空き地の有効活用ということでは、観光施策の中で江戸時代、米沢城大手門につながる重要な十字路であり、人の行き交う目立つ場所でもあったところに、町なか歩きのお休みどころとして観光客にとどまらず市民の方にも利用していただけるように小公園的な機能を持たせた「札の辻」を整備しているところであります。

このように市として観光施策にあわせた中での空き地を有効活用し、観光資源の一つとして素材づくりを行っております。

なお、民間の会社の開発等の支援については、その事業の内容にもよることから十分な検討が必要となってくるものと思われますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、大門交番所から上杉神社参道までの沿道に植栽されているウコギの垣根の管理についてであります、議員御質問の県道南堀端町大町線沿道の垣根は、平成9年に米沢ロータリークラブの創立40周年記念で市に寄附、植栽していただいたものであり、垣根の手入れについては米沢ロータリークラブのボランティアの方々の

協力も得ながら、市で剪定や雪囲いなどの維持管理をしております。

御質問のありました障がい者のNPO法人へ維持管理をお願いしてはどうかについてですが、現在そのことについて障がい者の1NPO法人の方から相談を受けておりますので、維持管理についてお話しできるか詳細な打ち合わせを行っているところであります。

いずれにしても、上杉神社参道へ続くメーンの通りでもありますので、きれいな景観を保つべく、より管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） この新文化複合施設については私も一般質問等で幾度となく聞いてきたわけであります。

市長、当局はその新文化複合施設をもって一つの核としてにぎわいを出していくと常々おっしゃっております。あともう一つ、ポポロビル跡地に建設予定であるまちの広場をセットにしてにぎわいを出すと言われておるところでございます。

ですが、これもやはり早急にポポロビル跡地をまちの広場代替に事業を進めていかなければならないと思っているところでありますけれども、先ほど静観して推進するとはいかなる方法かとの質問に当局はポポロビルの状況の推移をただじっと見ていると答えております。ポポロビルが動かなかつたら市は何もしないと。ただ見ているだけだと。そういうこちらの認識でよろしいですか。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 ポポロビルについては跡地を新しいまちの広場にしたいというふうに議会にこちらの考え方として述べてまいりましたが、その基本的な考えには変わりはありません。

ただ、相手方、要するにポポロビルにとっての

相手方というものがあるわけですので、そういう意味では米沢市が直接ポポロビルにおける相手方と交渉するとか、何かすべきものではありませんので、やはり状況を見るということしかないというふうに思っています。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） それは市長の言うとおりで。やはりテナント側は第三者でございます。全然関係ないです。話し相手は市とポポロビルであります。その後ろにテナント、第三者がいたということです。であるならば、市はポポロビルと交渉していかなくてはならない。何とか早急に。そういう御努力はなさっているんでしょうか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 まずは、ポポロビルの管理者たる方と定期的に面談を今も継続して情報交換をさせていただいております。具体的な動きといたしますか、今のテナントの状況がどうなっているのか、あるいは新しい動きがあるかないか、そうしたことも含めてさまざまに意見交換をさせていただいております。これもまた今後とも継続をさせていただきたいというふうに思っておりますし、そういうふうにお約束をしているところであります。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） 当局はポポロ側と交渉に当たっているということでありますけれども、いま一度このことに関してお聞きしますけれども、まちの広場跡地に図書館建設が変更になったとき、24年8月の全員協議会でその資料では広場、ポポロ跡地とで一体感のある空間への配慮、広場と一体で利用できる構成、敷地東側に整備予定の広場と連携を可能とするオープンスペースを建築物に計画し、一体的な利用が可能となるよう配慮すると私たち議会のほうに説明がありました。

新文化複合施設というのはポポロビル跡地につ

くられる広場と一体で設計され、広場とセットでまちのにぎわいを創出する計画として承認された議案であると認識しております。

しかし、6月の定例会で山村明議員の質問に市長はすぐにできると申し上げてはいないと、議会において条件つきで議決がなされたわけでもありませんと答弁しております。広場と一体で設計され、広場とセットでまちのにぎわいを創出する計画であると説明したのは、これはうそだったのでしょうか。市長にお伺いいたします。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 事実関係の認識でありますので、これは企画調整部長がお答えします。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 全員協議会でお示しをした資料についてであります。要するにオープンスペースを活用して向かい側と一体的に使えるような、そういう利活用の配慮をしているんだということでの説明をさせていただいたわけでありまして、必ずイベント広場と連携をしてというふうなところで設計を固めているというふうなことを申し上げたわけではございませんし、なお議決の判断に当たってこれが実現するということが条件だったのではないかという趣旨の御質問ではありますが、これはポポロビルのほうと覚書を結ばさせていただいた写しも議員の皆様方にお渡しをしていると思います。今のテナントが退去をした後にというふうにしてございます。これはあくまでも構想といいますか、前提条件があるわけでありまして。それはそれまでの交渉についての役割分担、ポポロビル側と私ども行政との役割分担があって、前堤となるところのテナントの問題の解消についてはポポロビル側で責任を持ってやっていただく。そして、解決した後に私どもがそれを取得して新文化複合施設をつくっていくんだというところの再確認もこの覚書の中でなされているというふうには私は理解しておりますので、御理解い

ただきたいと思います。要するにそういうことが条件での議決と議案だったということではございません。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） やはり、この新たな交流広場、この建設はやはり急がれるわけです。図書館が建っても交流広場ができなかったらにぎわいが出ないわけです。当局は一貫してその2つのセットによってにぎわいを出すとおっしゃっているわけです。

市長もこの広報よねざわにポポロビル跡地を新しい広場にしますともううたっています。もう約束しているわけですから、早急にこれは当てるべきだと思っております。

私は質問しましたがけれども、平成24年9月の広報よねざわにまちの広場についてのテナント問題が解決した後にポポロビル跡を新しい広場にしますと断言し、また、ポポロビル用地の取り扱いの今後の進め方については当該用地の所有者が入居テナントの会社と係争中であり、現時点で今後の取り扱いについて決定することはできませんと当時うたっております。

しかし、現在は係争中ではないが、そのことについてどう当局はお考えになっているのか、お伺いいたします。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 繰り返しになるかもしれませんが、これもまたテナントの問題が解決した後の話でございます。役割分担としては、繰り返しになりますが、ポポロビル側がテナント側とそのテナントの解消に向けて交渉していただくものでありまして、第三者たる行政がそこに直接かかわることはできませんので、今はその推移について注視をしていくというふうな考え方でございます。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） 先ほどから第三者だからと、それはわかります。しかし、当局の交渉相



手はポポロビルであります。先ほども私は言っていますけれども、あちらの後ろにテナントがあったと。何ら米沢市と関係ございません。この新文化複合施設、これは今後つくられるであろう広場と一体でにぎわいを出すと。ずっとこれはおっしゃっています。

であるならば、市はポポロビルさんと話をし、早急に解決してくださいと。さきに戻りますけれども、ただ静観すると、それはないでしょう。市がポポロビルさんに動くべきです。ポポロビルとテナント、そこの推移を静観すると、そういうことは行政は言うてはいけないと思います。テナントは関係ない。市はポポロビルと早急に広場建設のために市長は動くべき。

早急にこれは広場を建設しないとずっとまちのにぎわいは生まれません。そういうことでしょう。どうですか。市長、どうですか。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 御質問ではありますが、これまでのいろいろな御質問、ちょっとなかなか整合性がとれないんじゃないかなと思って、正直なところ御質問の真意についてはなかなか正確に把握できないで困惑しているところがあります。

まず、今の御質問だけを切り取ってお答えをしたいというふうに思います。

先ほどから広報等に広場にするというふうに市民に申し上げている、当然それはあるわけですが、ただ、議会で何遍もお断りというか、お話しをしているように、当然これは議会の承認を得た上でということでもありますので、議会の承認を得ないで市だけが勝手にそういうふうに思ってそれを決定して市民にお伝えしているというわけではありませぬので、当然そこは暗黙のうちに、議会で何度も御説明していますから、それを踏まえて暗黙の了承で議会の了承を得た上でという、そういうことはまず踏まえていただきたいというふうに思います。

そして、今度は実際にポポロビルの問題になり

ますが、それも幾らポポロビルがこちらの要望を了承したとしても、相手方があって、そしてその相手方とのこれまでのビル側とのやりとりが結局は市の計画全体に大きな影響を与えてきたという経過があるわけです。

それを踏まえると、ビル側だけを、わかりやすい言葉で言うとおっしゃるか、ビル側にだけ一方的にお願いしただけで問題が解決するものではないという、そういう状況にあることも御理解をいただきたいというふうに思います。

その辺のことを勘案しますと、市がとにかくしやにむにビル側に何としてもらいたい、何とかしてもらいたいということを申し上げて、そしてよい結果が出ていく、あるいはよい方向に進展していくものではないというふうに考えています。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） 違います、市長。この交流広場をつくることによって文化複合施設と一体になってにぎわいを出すと言っているんです。第三者、あそこが出ていかなかったらずっと静観するんですか。10年も50年も。だから、市は交渉相手はポポロビルさん。この交流広場を早期に建設するために、市長、何とかもうちょっと早く動いてください。そこを要望しておきます。

時間もあれですので、この新文化複合施設をもって町なか居住ということもおっしゃっております。そのイメージが全然湧かないんです。何をもって町なかに居住するんですか。これは新文化複合施設だけですか。聞いていると何かそういうイメージなんです。どうですか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 これは中心市街地活性化の基本的な考え方、方向性なわけでありまして。新文化複合施設と1対1というわけではとられませんと、なかなかそういうことではないわけでありまして。

要するに今回新文化複合施設を拠点としてまちの中心部に置くことによって交流人口がそこがふえる。交流人口がふえてくることによって商業機能なども連携をとりながら活性化していける。とするならば、次にはやはりまちが持っているさまざまな利便性や機能がやはり集約してくるんだろうというふうに思います。

そうすると、今現状では高齢化が進んで人口減少の問題を抱えている中心部において、このままであればどんどんと都市機能が薄くなっていきますそれが加速してしまうという状況の中にある中で、そうしたものによって利便性が高まってくれば都市機能的なものもまた集約してくれば住みよいまちに変わっていくわけがありますから、その住みよいまちを目指して学生なりさまざまな方々がそこに住んでみようかというふうなことになってくるわけであります。

そういうためには、さらに我々としてはそれを誘導していくような施策をつくっていかねばいけないわけでありますが、その点については今後行政だけではなかなか難しいものがございまして、地元の不動産業界ともども話をさせていただきながら、どういった手だてが一番有効なのかというところを探ってまいりたいというふうに思っております。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） ぜひスピードを持ってお願いいたします。

次ですけれども、先ほど蔵の補助金制度を利用して保存支援してはどうかとあります。この蔵、町なかに結構機屋さんがありまして、この米沢の自然環境とか雪が降って大変厳しいところであって、やはりそじるのが早い。私も1軒所有者の方にお聞きしたんですけれども、もう直してもお金もかかって、もういいと、もう解体すると。そうおっしゃる方もおられます。

それで、市長、昨年、25年、市民団体3団体から米沢にあるお宝を上杉博物館で展示してくだ

さいと要望があったと思われませんが、なかなか年間スケジュール等々ありまして展示できないと。市は何だと。市民の声を聞かないんだなど。優しくないじゃないかと言っておられます。

それで、町なかの蔵を補助金で保存していった、この蔵を使って米沢市にあるお宝、お聞きすると持っている方が結構いるんです。その蔵を使って展示。ましてこれは観光資源になると思います。

私も喫茶店をしておりますので観光客が来られます。年配の方がどこどこ行ってきたと。でも、帰るまで時間があると。時間があるんでしょう。どこを見たんですかと言っても、大体ほとんど見てこられたそうです。米沢市には6つ観光のコースがありますよね。しかし、蔵というものはないんです。そのコースを終わって、結構今の年配の方も元気で歩くのが速いです。それで時間を余したと。では、どこを見るのと。だったら、この蔵を生かして町なかに。米沢のお宝ですから。それをするによって滞在時間もふえるということもあると思います。

そういう観点で、市できちっとそういう蔵を残す先進地を調べてもらって、これはやはり保存していくという考えにならざるを得ないと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○島軒純一議長 埴田産業部長。

○埴田美佐雄産業部長 蔵については城下町らしい風景をつくり出す観光資源というふうに考えておりますが、市民との協働でやはり取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

点在する蔵をいかにイメージして蔵のあるまち、観光づくりをしていくかということが大事なのかなというふうに思っておりますので、いろいろ蔵の中は大体倉庫とか、そういったものに利用されていると思いますが、それを開けて市民の協力も得ながら本当に点在した蔵を連携しながら残していけるか、今後先進事例も含めて勉

強しながら検討していきたいと思います。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） さっき今町なかにどれくらい蔵があるかまだ調べていないと。まず、これを早急に調べてもらって、私が行ったところはもうお貸ししますよと、どうぞと。そういう展示物とかあったらどうぞ使ってくださいという協力も得ております。

そういう方もいるもので、やはり先進地、私が調べたところによると長野の須坂、蔵のまち保存活用というものがあるんです。市単独で補助金を出している。こういうところを見ながら蔵、壊せばもう建てられませんから、これは絶対残して観光の資源として活用すべきと思っております。

その観光についてお聞きしますけれども、先ほど西條天満公園の話が出ました。イベント開催以外はにぎわいはないんです。私もしょっちゅう通りますから。観光といってもほとんど来ません。これは前の質問でも写真を見せましたけれども、そこで、あそこの有効利用の一つとして美観を高めるために池の入排水の効率を上げスイレンの池としたらどうでしょうか。

今現在、夏場なんか暑くなって藻が生えたりとか、結構汚いんです。コイなんかもどこを泳いでいるのかわからないし、護岸も崩れていると。あそこで観光客を呼ぶにはスイレン。この時期も、松が岬公園近くにハスがありますよね。あれは7月から8月。期間が短いんです。写真愛好家とか、やはり年配の方は結構ファンの方が多い。観光客の方もやはり撮られていくということで、西條天満公園の池のほうにスイレンをやってはどうですか。観光客も行く。町なかの方、散歩がてら、ああいうきれいなものを見るとやはり違うんでしょう。そういう案はあるんですけれども、どうですか、検討なさいますか。

○島軒純一議長 細谷建設部長。

○細谷圭一建設部長 確かに議員おっしゃるとおり

上杉公園における池にありますハスについては、確かに見応えがあって、市外、県外からも観光客が見えているということは承知しております。

西條天満公園の池に関しては確かにうまくきれいに浄化しないでちょっと藻が浮いたりしている状況もありますので、そこらについてはちょっと今後スイレンも植えることができるかどうか検討して対応していきたいと思います。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） あともう一つですけれども、御入水というのは御存じでしょうか。市長はわかっておりますよね。この御入水ですけれども、松川の上流にある芳泉町の裏の堰上げをし、笹野街道の天神清水や大清水等の湧き水を加えて城下町の七軒町まで導水していると。

城下町東側の、ちょっと割愛させていただきすけれども、城下町東側の武家町、町人町の各町の用水路に分水され生活用水となっていると。江戸時代は道の中央を流れる町も多かった。全長10キロに及ぶ下流ではかんがい用水にも利用されたと。米沢城に入る水なので御入水と敬称されたと思われる。その管理も厳しく、御入水奉行といった役人も設けられ、冬期間は雪が入らないように管理されていたと。

これもやはり観光資源と捉え、この水の由来といますか、米沢に引っ張ってきて生活用水にもなっているんだよと。こういう案内板設置も考えてはどうですか。

○島軒純一議長 刃田産業部長。

○刃田美佐雄産業部長 御入水堰については、現在水路もなかなか変化して現状、昔の風情を保っている場所も少ない状況もあると思いますが、その名残を残しているところについては観光マップ等に掲載したりして、できるだけ観光PRに努めていけるような案内看板も含めて検討していきたいというふうに思っております。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） まだまだやはり米沢には

そういう観光資源というのは多分たくさんあると思うんです。もう1回見つめ直して米沢を全国に発信できる、これだけあるんだよと、どうぞ観光してくださいと。そうすることである意味、米沢はいいところだなと、住んでみたいなという考えの方があらわれると思っております。

最後に、先ほど質問の中にありました大町のウコギです。これ手入れがなくなって本当に汚いです。でも、あそこは観光客のメイン道路で歩く方がいっぱいいますから、これをやはり本当に障がい者の方、NPO団体に委託。さっき1団体と協議なさっていると。できれば本当にこの仕事を障がい者のNPO。現状は本当に厳しいです。賃金等も安くてなかなか。そういうところにやはり手を差し伸べるというのが行政だと思っております。これ何とか実現できるように切にお願いしたいんですけれども、どうお考えなのか、お願いいたします。

○島軒純一議長 細谷建設部長。

○細谷圭一建設部長 今議員おっしゃいましたとおり、維持管理につきましては今のところ造園会社のほうで剪定、あと雪囲い等の委託をしております。先ほど御説明申し上げましたように、今1NPO法人の方とまず前向きにお手伝いしていただけるということで勉強会をして、そういった障がい者の方でもどこまでできるかというようなこともあるものですから、まず勉強会をして導入できるような方向で今準備を進めているところでございます。

○島軒純一議長 鈴木章郎議員。

○7番（鈴木章郎議員） 建設部長、本当に前向きによりしくお願いいたします。

以上で終わります。

○島軒純一議長 以上で7番鈴木章郎議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後 0時09分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、旧まちの広場周辺の公共工事について外1点、6番山村明議員。

〔6番山村 明議員登壇〕（拍手）

○6番（山村 明議員） 政鱗会の山村明です。午後からの質問ということで皆様方の邪魔にならないように静かにやりますので、よろしくお願いいたします。50分ぐらいで切り上げたいと思いますので、ひとつ答弁のほうも簡潔にお願いいたします。

このたび市民文化会館の耐震・空調・天井板工事と出てまいりました。新文化複合施設、まちなか駐車場は工事真っ最中であります。ここに市民文化会館の3つの工事が同時期に入ってくるとなると、いろいろな面で混乱してしまうのではないのでしょうか。

1つ、旧まちの広場周辺の公共工事について。

新文化複合施設、まちなか駐車場と市民文化会館の耐震・空調・天井板工事と工事が集中し、問題はないか。図書館などの工事の外側の工事フェンスはいつまで設置しているのでしょうか。3つの建築物の工事の車の出入りはどこからすることになるのでしょうか。工事作業の時間規制などはどうしていかれるのでしょうか。お伺いをいたします。

2020年に東京オリンピックとパラリンピックが開催されます。障がいを持つアスリートが活躍し光り輝く姿を日本で見られるのは大変素晴らしいことです。

行政は障がい者が安心して暮らせる地域社会をつくっていかねばなりません。国土交通省の歩道の一般的構造に関する基準の1として歩

道の形式。歩道の形式は高齢者や視覚障がい者、車椅子使用者などを含む全ての歩行者にとって安全で円滑な移動が可能となる構造とすることが原則であり、視覚障がい者の歩車道境界の識別、車椅子使用者の円滑な通行等に十分配慮したものでなければならないとあります。

米沢市の障がい者の実態は、身体障害者手帳交付の平成24年度での状況は3,576人、そのうち視覚障がい者193人、肢体不自由者1,976人となっております。こういった障がい者に加え、平成22年の高齢化率が25.8%でありましたが、山形県では平成32年、高齢化率が33%に達すると予想され、国では11年後の平成43年には40%を越すのではという推測をしております。

戦後生まれの団塊の世代が前期高齢者の65歳となり、これから一気に高齢化が進むと病気や体のふぐあいや車椅子利用の方々がふえていくことが予想されます。生活弱者にとって安全で快適な生活ができる環境、社会が求められています。道路や床などの段差をなくしたり、階段をなくして緩やかなスロープにして手すりなどをつけるなど、バリアフリー化が必要となっておりま

す。

2つ、本市のバリアフリーについて。

米沢市のバリアフリーの現状、公共施設の実態はどうなっているのか伺います。また、公共交通機関のバリアフリーはどうなっているのでしょうか。そして、歩道の段差と切り下げはどういう状況になっているのか、お伺いします。

以上、1回目の質問を終わります。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの山村明議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、本市のバリアフリーについて基本的な考え方についてお答えをいたします。その他につきましては部長よりお答えをいたします。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関

する法律、いわゆるバリアフリー新法については、高齢者や障がいを持つ方、妊娠している方、けがをしている方などの移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建物、公共施設のバリアフリー化を推進することを目的として制定されました。

本市においても公共施設の整備や改善を行う場合、施設ごとにばらつきのない連続的なバリアフリー化を進めるために、このバリアフリー新法に基づくことを基本として、山形県福祉のまちづくり整備マニュアルや米沢市やさしいまちづくり整備指針などの基準も参考にしながら事業を進めているところです。

これらの基準については、道路における歩道の段差の解消や誘導ブロックの設置、公園内のスロープや手すりの設置、駐車場の車椅子対応に関する基準等が示されております。

また、建築物においては出入り口の段差解消、手すりの設置、車椅子対応のトイレやカウンター等、家具類の高さの基準が示されております。

これらの基準に基づいて公共施設の整備等を行うことで高齢者や障がいを持つ方々が住みなれた地域社会の中で安全・安心な生活ができるだけでなく、全ての市民が自由に活動できるよう設備の整備促進に努めてまいりました。これからも公共施設の整備に当たりましてはこれまでの基本指針に準拠し、さらなる快適で人に優しいまちづくりを目指し、施設のバリアフリー化を図っていく考えです。

私からは以上です。

○島軒純一議長 細谷建設部長。

〔細谷圭一建設部長登壇〕

○細谷圭一建設部長 私からは、1の旧まちの広場周辺の公共工事についてのうち、新文化複合施設、まちなか駐車場、市民文化会館の耐震・空調・天井板工事と工事が集中し問題はないかと、2番目の本市バリアフリーについて申し上げます。

初めに、旧まちの広場周辺の公共工事についてですが、新文化複合施設新設工事現場周辺におきまして今後建築住宅課で発注を予定しております工事ですが、市民文化会館につきまして空調設備等の改修、耐震補強及び天井落下防止ネット設置の合計3件となっております。

仮囲いの設置期間についてですが、仮囲いは工事区域の範囲を明確にすることにより市民の皆様が工事区域の周囲を安全に往来していただくことを第一の目的として設置するものであります。

このため、本来仮囲いの設置期間につきましては工事が完成する直前まで設置されるものですが、今回のように複数の工事が重複する新文化複合施設新設工事では今後発注を予定しております土木課所管の外構工事や新文化複合施設周辺の市道整備工事等の施工範囲内に当該仮囲いが設置されておりますので、それらの工事の進捗状況に応じまして仮囲いを順次取り外してまいります。

取り外しに当たりましては当該施設の工事周辺を通行する市民の皆様の安心・安全を第一優先に対応していきたいと考えております。

次に、新文化複合施設新設工事において工事車両等の現場進入経路はどのようになっているのかについてですが、新文化複合施設新設工事現場への出入り口につきましては、敷地南側と北側に各1カ所、合計2カ所設置しておりまして、基本的に大型車両につきましては南ゲートから入場し北ゲートから退場することになる一方通行を原則として実施しているところです。

このように工事車両等の交通誘導をスムーズに行うことで道路交通上の安心・安全性を確保するとともに、周辺道路の渋滞を極力解消できること、また、工事敷地から直接道路に車両が退場する際の洗車スペースを北側ゲート付近に設けておりますが、これは周辺道路を汚さないよう配慮することなどを目的としたものであります。

す。

次に、工事が集中する作業時間帯の周辺環境保全の観点からどのような規制があるのかについてですが、建設工事における環境保全のための作業時間に関する規制につきましては、騒音規制法、振動規制法及び山形県条例に定められているところで、これらの規制においては当該新文化複合施設の敷地は都市計画法に定める用途地域で商業地域に指定してありますので、バックホウ、ブルドーザー、くい打ち機等の機械を使用する作業について規制を受けることになります。

これらの作業は平日が午後7時から翌朝7時まで、また日曜日及び休日は終日作業は行うことができないことになっております。さらには、作業可能な時間帯であっても振動や騒音は規制を受けることになります。ただし、騒音や振動につきましては低層型機械を使用して作業を行う場合は規制の対象外となっております。

今後もさまざまな規制を遵守しまして新文化複合施設新設工事や追って発注を予定しておりますそれぞれの工事につきましても、周辺住民の方々の良好な住環境保全に配慮しまして、また、工事を実施しております作業員皆様の安心・安全についても細心の注意を払いながら工事災害の防止に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、2の本市のバリアフリーについてのうち、道路の場合の歩道のバリアフリーについて全般的な考え方について申し上げます。

歩道の形式としまして、従前は一般的歩道や防護柵で歩道者を分離している道路において採用されておりました形式で、車道面と歩道面の高さが同じになっているフラットタイプと、主に街路で採用されている形式で、歩道面と縁石の高さを同じにし車道より歩道面を高くした歩車道を分離させたマウンドアップタイプとの2種類の形式が示されたところです。

マウンドアップタイプにつきましては、車道と

歩道を完全に分離できるという利点がありますが、出入り口付近でどうしても取りつけ勾配が急になりますので大きな段差が生じてしまい、車道側から民地側への出入り口が多くなりますと歩道面が波打ちするような状況が発生してまいります。

このようなことから、平成12年の交通バリアフリー法の施行を受けまして、高齢者や視覚障がい者、車椅子使用者の方々も歩車道境界の識別をしつつ出入り口でも円滑に移動できるよう、歩道面を車道面より若干高くしたセミフラットタイプという形式が加わり、それぞれの路線状況を勘案した上で適切な歩道形式を採用することになり、歩道の一般的構造に関する基準も新たに取りまとめられたところであります。

街路の歩道を新設する場合には、段差が生じにくく歩道面に生じる勾配も緩く処理できますので、高齢者や車椅子使用者の方々にも配慮されており、本市におきましても新しく道路を築造する場合にはセミフラットタイプを採用しているところであります。

なお、従前のマウンドアップタイプの既設道路につきましては、セミフラットタイプに路線全体を改善することは車道全体のかさ上げもしくは歩道面全体の切り下げをすることになることから、どちらも排水の関係や民地と段差が生じてまいりますので、構造的に困難な状況となっているところであります。

このようなことから、現在本市では交通安全交付金を活用しまして歩道改修工事を実施しているところですが、縁石の段差が少ないバリアフリータイプ縁石の採用や宅地側を考慮しながら舗装勾配をできるだけ緩くなるように道路面や民地へのすりつけを工夫しながら施工しているところであります。

また、部分的に段差が生じている箇所を発見した場合につきましては、道路維持修繕工事の中でできるだけ段差が生じないよう、また勾配が

緩くなるように配慮しながら部分的な修繕を行っているところです。

これからも歩行者の多い路線を中心に道路パトロールなどを行いまして、一層段差の解消に努めるとともに、今後も計画的に順次歩道改修の工事を実施してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

**○島軒純一議長** 赤木市民環境部長。

〔赤木義信市民環境部長登壇〕

**○赤木義信市民環境部長** 私からは、本市のバリアフリーについてのうち、車椅子利用者が米沢駅西口を利用する場合と駅前バス停からバスに乗る場合のバリアフリーについてお答えします。

米沢駅西口前ロータリーのバリアフリーにつきましては、駅前広場が整備建設された時点では当時のバリアフリーの基準に基づいて整備を行ってきました。

平成12年に交通バリアフリー法が施行され、さらに利用しやすい基準に改正されましたことから、また市民からの要望などもありまして順次改善してきたところであります。

しかし、まだ利用しづらい箇所があるということでもありますので、現場を再度調査いたしまして改善できる箇所は対応していきたいと考えております。

それから、駅前からバスに乗る際に車道と歩道に段差があり、車椅子利用者は利用しづらいにつきましてであります、市民バスは全車車椅子対応可能となっておりますので、バスの乗りおりの際の段差には対応させていただいているところであります。

しかし、車種によってスロープ板タイプとリフトアップするタイプがありまして、スロープ板タイプは歩道と車道に段差がありましても大丈夫というふうなことでございます。ただ、リフトアップするタイプはバスが停車する位置によりまして車道から乗車していただく場合もございます。そんなこともありまして御不便はおか

けしているところでございます。

バスを更新する際には状況に応じて対応可能なスロープ板タイプに順次取りかえていきたいというふうに考えておまして、米沢駅西口広場のバリアフリー化については今後もできるだけ車椅子利用者が利用しやすいように改善に努めてまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） まず、旧まちの広場周辺の公共工事についてでありますけれども、車の出入りは大型については南側から入って北から出ていくと。大方の土木工事は終わっているのかなとは思いますが、これから例えばダンプカー的なものが大挙入ってくるということが必要とするということはないのでしょうか。

ですから、心配になるところは、結局待機する大型車両、ダンプカーを大量に使う場合なんかがそうなると思うんですけれども、そういった場合待機する車が入り口の手前の道路に停車して待っているというふうなことで、そういったことはあり得ないのでしょうか。工事の状況としてそういうことがあるのかないのか。

それから、待機場所という停車して待機する場所はどこか別に確保しているのかどうなのか。

それから、工事の時間規制。7時から7時というふうに聞こえたんですけれども、午後7時から朝の7時までということ、要するに19時から午前7時までということなんでしょうか。

それから、土曜日はどうなるのでしょうか。その辺をお願いします。

○島軒純一議長 細谷建設部長。

○細谷圭一建設部長 まず最初の1点目、大型ダンプの出入りはないのか、あった場合については道路上での待機はないのかという一番最初の質問についてでございますけれども、今現在進捗状況といたしまして基礎工事を行っている状況

でございますので、大型ダンプについての土工事関係はほとんど終わっておりますので、大型ダンプについての出入りは今のところないかと思っておりますけれども、躯体工事がまだこれから1階から5階までまだ残っておりますので、あとそれに打設するために必要なコンクリートミキサー車とポンプ車という大型車両が入ってくると思います。

コンクリートミキサー車につきましては結構なコンクリートのボリュームがありますので、何台か結構連なってくるかと思っておりますけれども、そういったことに関しましては周辺の商店街の方にも御迷惑をかける可能性もございますので、基礎工事も同じように工事敷地の中で待機できるようなことで今のところ進めております。

次に、作業時間帯につきましては議員仰せのとおりで私も御説明しましたけれども、午後の7時から翌朝の7時までということとなっております。

あと、土曜日はどうかということですが、基本的には一応規制のあるのがバックホウとかブルドーザーとかくい打ち機械というふうなことで特殊な工事に関しての規制が発生しますが、通常の工事に関してはそれぞれ規制は受けないということになります。

そのため、一応土曜日についてはそれ以外の工事については土曜日は作業は行っており、基本的には日曜日は休日だということではお聞きしているところであります。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） ダンプカー等の大量な工事は大体終わっているということで一安心しました。

それで、そういう出入りの車両や順番待ちの大型車両で周辺の道路が渋滞し通行に支障を来すという心配はないものなのでしょうか。

○島軒純一議長 細谷建設部長。

○細谷圭一建設部長 道路周辺での交通渋滞が起き



ないかということについてですけれども、これから今現在行っている工事のほかに、先ほどもお話ししましたけれども、重複しての複数工事を発注することになりますけれども、これらの工事が着手されますと確かに狭隘な狭い敷地の範囲の中で多くの作業員や工事車両が現場を出入りすることになります。

そのため、周辺道路の渋滞対策も含め、各請負業者や関係者と協議を行いながら、工事全体を見据えた施工計画を作成しまして、工事以外の周辺の道路利用状況においても支障が発生することのないよう努めていきたいということで考えております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） 工事をしているから混雑しているからあの地域には行かない、行きたくないと敬遠された場合、来客、来店者数が減って周辺の事業者、商業店舗の売り上げ減少というふうなことが心配されるわけですが、そういうことについてはどう思っておられますか。

○島軒純一議長 細谷建設部長。

○細谷圭一建設部長 先ほどと同じようになりますけれども、今後発注を予定しております複数の工事を着手した場合におきましても周辺道路等への支障が極力発生しないよう、各請負業者と連携を図りまして周辺商店街の売り上げに悪影響を及ぼさないように努めてまいりたいと考えております。

ただし、今のところ予定している工事の中で新文化複合施設敷地の南側道路の市道中央広場南通り線の北側歩道の整備工事を施工する場合がありますが、その歩道を一定期間通行どめの規制とさせていただきますこととなりますので、その際につきましては事前に周知を図るなどして市民の方々に御理解と御協力をいただきながら進めていきたいというふうなことで考えております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） 平成23年3月にこの新文化複合施設の議案が議会に初めて出されたわけでありまして、順調にいったら図書館等はもうとっくに完成していたはずなのに、おくれにおくれで3年5カ月たってもまだ完成していない。そのことによって混雑、混乱が起きて売り上げが落ちたというふうになれば、周辺事業者は泣くに泣けないのではないかと思います。ひとつ私の心配が杞憂で取り越し苦労だったなというふうになるように工事の周辺の交通状況や何かを十分に配慮していただきながら工事に当たっていただきたいというふうに要望して次に進みます。

次に、バリアフリーのほうですけれども、歩道の高さというのはどのぐらいの高さを今米沢市では想定しておるのか。それから、歩道の切り下げの角度や傾斜はどのぐらいにしておられるのでしょうか。

○島軒純一議長 細谷建設部長。

○細谷圭一建設部長 今のところ車道と歩道で段差が生じている場合の高さについてですけれども、縁石を利用しておりますので18センチから20センチぐらいの高さになっているのではないかと考えております。

あと、傾斜につきましてはそういったバリアフリー法のほうで何%かということで、ちょっと今数値は資料を持っていないので把握しておりませんが、そういった数値の規定がございますので、それに準拠した形ではしているかと思っておりますけれども、ただ、その場所によってどうしても勾配を処理する長さが短いところで処理しなくてはならない場合もあるのかなと思いますので、そこら辺はちょっと基準を直すについては難しいのかなということで考えております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） 今回JR、バス、タクシーと公共交通機関が集中している米沢駅の西口

を中心として話を進めてまいりたいと思っております。

今、傾斜角度のことですけれども、これ国土交通省の歩道の一般的構造に関する基準というものについては、「歩道の縦断勾配は5%以下とする。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合には8%以下とすることができる」というふうなものが大体の基準のようであります。

これが歩道の全面切り下げを行う構造という項目にも同じ数値で、「すりつけ部の縦断勾配は5%以下とする。ただし、路面凍結や積雪の状況を勘案して歩行者の安全な通行に支障を来すおそれがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合には8%以下とする」というふうになっておるんですが、駅の西口の広場周辺を見たときにやはり駅の正面にある歩道と車道の部分の勾配、あそこの勾配がちょっと気になっておるのですが、私にいろいろアドバイスいただいた車椅子利用者の方からも話を聞いて私も見てまいったんですけれども、駅西口の駅に向かって2カ所、右側と左側にちょうど路面のところで2センチぐらいの段差があるんです。そこが車椅子にとってはちょっと上がりにくいということであつたんですけれども、このたび行って見てまいりましたところ、2カ所、駅に向かって右側と左側のところにアスファルトを盛っていただいているということだったんですけれども、そのアスファルトを盛ったところのあそこの勾配というものは、これはおわかりにならないでしょうか。

○島軒純一議長 細谷建設部長。

○細谷圭一建設部長 申しわけございません、現況はちょっと今のところ把握しておりません。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） 先ほど答弁にありましたけれども、やはり歩道の高さというのは縁石の

高さが15センチから25センチというふうに国土交通省の基準ではなっているんですけれども、米沢市の場合は縁石が大体20センチの高さの縁石を利用してあって、その縁石に準じて歩道をつくっているという形なものですから、車道と歩道の段差は約20センチという高さになっておるというふうに思います。

この私の依頼者から言われたことは、駅の西口の駅前広場の西側の部分、要するに駅前のところを南北に抜けている道路の西側部分のステーキ屋さんとかお土産屋さんなんかがあるところの歩道部分が、西側の歩道が車椅子利用者にとっては大変通りにくいというふうに言われまして、改めて見てまいりました。

結局は歩道部分が20センチの高さがあって、横断歩道の取り付け部分のところがそこに切り下げが入っているということで、結局あそこは横断歩道が駅に行く横断歩道、それから住之江町部分の横断歩道、旭町の横断歩道部分というふうにありますので、20センチ上がっては切り下げでまた20センチ下がる、20センチ上がっては20センチ下がるということで、短い区間で20センチの上がり下がり傾斜があるもので、切り下げや斜めの傾斜の部分があって、車椅子でここを通ると結局波の上を船で通っているような状況になるんだろうというふうに思います。

こういう場所ではやはり歩道の高さを20センチということじゃなくて、やはりもうちょっと下げてやる必要が、もっと低い歩道の高さの設定をしてやればこういう車椅子の方が非常に上がったたり下がったりと非常に不安定な交通状況ではなくできるのではないかなと。これからそういう低い設計にそういう部分については考えていかなければならないというふうに思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○島軒純一議長 細谷建設部長。

○細谷圭一建設部長 先ほども申し上げましたように、まず今まで要するに車道と歩道に段差があ

る場合の解消方法として、さっきもちらっと少し説明させていただきましたけれども、余り勾配を下げてしまった場合今度は排水の関係で民地との段差が生じることもあるのでなかなか困難であるということで申し上げましたけれども、本市におきましてこれから発注、工事を施工するものに関しましてはとにかく段差が生じにくく歩道面に生じる勾配も緩く処理できるようなセミフラットタイプを取り入れて施工していきたいというふうなことで考えております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番(山村 明議員) 私にいろいろ米沢駅前の西口の非常に使い勝手が悪いとおっしゃってこられた車椅子利用者の方のお話をお聞きしておりましたところ、山形駅の西口に行ったときには非常に使い勝手がよかったと。もっとも新しいまちの整備、それから道路の整備、そして、道路構造令も多少変わって、そういう新しい基準でつくられていることもあって山形のほうは利用しやすいのかなというふうに思ったわけがありますけれども、私も今回いろいろ見ておまして、どうも車椅子の方からすると歩道と車道の段差がどうしてこんなにあるのかなというふうに思ったわけがありますけれども、1つは除雪の関係でやはり車道と歩道の高さがきちっとあったほうが除雪のオペレーターにとっては除雪の作業がしやすいというふうなことがあるのかなと思えたことが1つと、それからもう一つ、駅前の場合ですと歩道部分に無散水消雪が入っておるので無散水消雪のパイピング等が地中に埋められているという構造のために歩道が高くなっているのではないのかなというふうな思いがしたわけがありますけれども、その辺について当局はそういうこととの関連はあるのかどうか、おわかりなら答弁いただきたい。

○島軒純一議長 細谷建設部長。

○細谷圭一建設部長 申しわけございませんが、ちょっとそういった除雪の関係の経緯はまだ勉強

していないところで、申しわけございませんがつかめていないところです。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番(山村 明議員) 駅改修のときに駅前広場のときにも私は一般質問で1時間とってやったんですけども、結局米沢駅の駅前広場というのは、そのときにも私は問題にしたんですけども、奥行き、要するに駅前広場の東西の奥行きが非常に浅い、短いんです。

ほかのまちをいろいろ視察に行ったりして駅前を見ますけれども、本当にこんなに奥行きのない駅前広場というのは米沢市規模のまちでは本当にないんです。

ちょうどきのうも5時ごろ、多分中学生の修学旅行か何かで帰ってきた方がおられて、もう駅前の駐車場もびっしり満杯で、なおかつとめるところがない御父兄は駅前広場のロータリー部分の車道部分にも車をエンジンかけたままとめて子供さんを迎えに行っているという状況で、あの状況で私が見ている間にはバスは来なかったんですけども、バスが来られればどうしたんだろうかなというふうに思って心配したわけがありますけれども、結局東西の奥行きがないということはさっきの私が質問しました駅正面の東西方向に対する切り下げ、こういったものもスロープを十分にとって緩い傾斜でつくれない原因の一つではないかなというふうに思ったところであります。これについてはちょっと部長に答弁を求めるといってもどうも無理なようですから、ひとつ私の愚痴というか、この次何かあるときにはこの辺を十分考慮しながらやっていただきたいというふうに思います。

次に、車椅子のほうに入っていきたいんですけども、本市の車椅子利用者数というのはどの程度の人数の方が車椅子で生活しておられる方々がおられるか、お聞きをしておきたい。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 車椅子を利用されている

方の総数ということでございますけれども、結論から申し上げます、申しわけございませんが私どものほうではちょっと掌握していないというところになります。

ただ、推定の数値ということで申し上げます、先ほど議員お述べの肢体障がい者の方ということで、その中に下肢障がい者などが含まれております。その方の数字から推定しまして、その障がい者と言われる方の数字が1,338人ということで私ども捉えております。

したがいまして、この数から想定するとほかにも介護などの高齢者の利用もあるということで1,000台くらいはあるのかなというところの推測の数値でございます。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） 次に、市内循環バスの右回り、この青いバスのリフトがこの間故障しているので左回りにしか乗れないんだという話がありましたけれども、このことについてと、それから、この間市政協議会でも説明ありました11月から実証運行予定の山上地区のデマンド交通システムについては、車椅子利用者への対応はどうしておるのか。また、何人乗りくらいのバスということになるのか、お聞きをしたい。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 それでは、私のほうから山上地区のデマンドタクシーのところで回答させていただきます。

使います車両につきましては各タクシー会社が所有しておりますセダン型のタクシー、それとジャンボタクシー。定員でいきますとセダン型は4人、ジャンボタクシーは9人という格好になります。

タクシー協議会のほうに確認をしましたところ、折りたたみ式の車椅子については今でも通常のタクシー利用に際しては対応させていただいています。そういうことで、乗り合いタクシーについても対応は可能だということであります。

ただ、折り畳み式で車のトランクに積載できないような電動式の車椅子については対応ができませんので、これは専用の福祉タクシーのほうを御利用いただくしかないというのが現状でございます。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） 駅の西口のタクシー乗り場を見てまいったんですけれども、幅は1メートルぐらいの切り下げになっているわけでありましてけれども、ちょうどタクシーが入ってくる路面との段差が9センチほど段差があるんです。車椅子利用者が9センチの段差を1人でおられるというのは非常に難しいと思うんですけれども、タクシーの乗りおりというのはタクシー乗り場でなくて車椅子に関してはどこか別な場所があったんでしょうか。

○島軒純一議長 赤木市民環境部長。

○赤木義信市民環境部長 タクシー乗り場については確かに10センチほど高い状況になっておりますけれども、あそこは車椅子がおりするというふうなことではなくて、タクシーを着けますので、そこまで乗る人がタクシーに乗れるように近づいてくるというふうな状況でございますので、そういったことでは車椅子が通るということではないということで御了承いただきたいと思います。

それから、車椅子の方を乗せる場合は、状況を見ますと駅舎の正面、スロープになっておりますけれども、広いところで御利用されているというふうな状況であります。

○島軒純一議長 山村明議員。

○6番（山村 明議員） 私も米沢のタクシー協会に問い合わせをして、車椅子の場合タクシーはどこからやっているのとお聞きをしましたところ、今部長の答弁のように駅舎の正面あたりで乗降をやっているようだということでありました。

それから、やはりこの車椅子ということを考え

た場合に、やはり1つは私とこの間車椅子利用者の方が話をしたんですが、その方は女性の方で、車椅子を利用するようになってまだ2年たっていないくて、ですから、やはり1つは車椅子の操作の熟練ということが1つあるかというふうに思います。それから、やはり車椅子でさっき言った駅正面のスロープ、傾斜が結構急なんです。そういったところを、前から車椅子に乗っていらっしゃる方と話なんかしていると、そういう急な坂の場合は斜めに上がるんだよというふうな、やはり車椅子利用者としてのノウハウ的なものがやはりあるんです。

私も親をかなりの年数車椅子で面倒見ましたのでかなり介助しながらするのは、やはり段差のときは前輪を浮かせて前輪を段差の上に上げてしまうと。要するに後ろに取っ手をぐっと力を入れて、前輪を上げて乗せてしまうと。それから、大きな段差のときにはやはり車輪が小さいとその段差を乗り越すのが大変なんです。私はいつも親を大きい段差のときには後ろ向きにして、後ろの大きい車輪で段差を上がるようにしていました。これでやるとかなり楽なんです。

ただ、こういうものは介助者がいればそういうことをできるわけですけども、電動車椅子や何かで自分で運転する人が後ろ向きで運転するというのは非常に危ないので、やはりそういったことからしても車椅子の習熟度が増すこともある程度の手助けにはなろうかと思えますけれども、そういったことで米沢市のバリアフリー、安心・安全な環境づくりということにひとつ行政側も頑張って対応していただきたいというふうに要望して私の質問を終わります。

○島軒純一議長 以上で6番山村明議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休 憩

午後 2時00分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、教育委員会の一般行政や首長からの独立性の確保について外2点、9番白根澤澄子議員。

〔9番白根澤澄子議員登壇〕（拍手）

○9番（白根澤澄子議員） 日本共産党市議団の白根澤澄子です。

初めに、教育委員会の一般行政や首長からの独立性の確保についてお尋ねいたします。

6月に教育委員会制度を見直す地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が成立しました。施行は来年4月1日です。3年前の大津市の中学生いじめ自殺事件などをきっかけに、安倍政権は教育改革を進め、教育委員会が教育委員長と教育長に権限が分かれていて責任の所在が曖昧になっていることなどを理由に教育委員会制度の改正を行ったものです。

改正地方教育行政法は、教育委員会の自治体首長からの独立性を奪うことになるのではないかと、政治が教育を支配することを可能にし、教育の政治的中立性が脅かされることになりはしないかと心配されています。

しかし、国会審議の過程で自治体首長は教育の自由、自主性を尊重しなければならないことが明らかになりました。

改正法では教育長と教育委員長の職を兼ねる新たな教育長を設け、首長が直接任命します。首長と教育長が一体になって自治体の教育行政を取り仕切ることを可能にするような改正ですが、文部科学省の前川局長は国会で「新教育長は執行機関である教育委員会の代表者となり、合議体としての教育委員会の意思決定に基づき委任を受けたことについて事務を執行する。現行と変わりはない」と答弁しています。つまり、新教育長は首長の部下ではなく、首長から職務命

令などを出せないということです。

また、改正法では首長が教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策である大綱を定めることとしました。首長と教育委員会との間で十分協議し調整を尽くし、合意した事項を記載することが望ましいとされています。

改正法の第21条には教育委員会の権限に属する19の事項が明記されています。この教育委員会の権限事項について教育委員会の同意がないまま大綱に記載されたとしても、教育委員会は従う義務がないと前川局長は国会答弁をしています。

さらに、改正法では新たに首長が主催し教育委員会と協議する場として総合教育会議が設置されます。大綱の決定や教育条件の整備等、重点的に講ずべき施策、いじめなどの緊急事態などで首長と教育委員会が協議調整する場となります。

自由な意見交換の場として幅広く行えるものとなっていますが、何でも協議できるわけではありません。前川局長は教育の政治的中立性の問題が生じ得る事項として、教科書採択や個別の教職員人事を例に挙げており、教育委員会の権限に属する事項での協議では教育委員会の立場と意思が尊重されなければなりません。

教育委員会制度は1948年に設けられました。戦前の政府の戦争政策に教育も巻き込まれ、国内外に多大な戦争犠牲者を生み出したことの反省に立ってつくられた制度です。制度発足時に教育の地方分権、一般行政からの独立、住民の意思の反映という3つの根本方針が確認されています。

文部科学省の前川局長は国会で「3つの根本方針は現行制度と変わらない」と答弁しています。3方針はこれからも生きていく指針となるものです。

このようなことから、改正地方教育行政法のもとでも首長は教育の自由、自主性を尊重し、一

般行政からの独立性が確保されるよう対応する必要があります。安部市長は改正地方教育行政法をどのように受けとめ、どう対応していかれるのかお伺いいたします。

法改正でも教育委員会制度が残り、教育委員会は一般行政から独立した機関となっています。しかし、首長が大綱を決定し総合教育会議を主催することから、これまでより首長が教育に関与する度合いが高くなります。

教育委員会の教育の独立性を確保するという姿勢が大事になります。教育委員会は法改正に対してどう臨んでいかれるのか、お聞きいたします。

改正法でも変わらないとされた教育の地方分権、一般行政からの独立、住民の意思の反映という3根本方針のうち、住民の意思の反映については全国的に十分な取り組みが行われていません。2012年度の文部科学省の調査によれば、教育委員会の会議で学校や事務局に寄せられた意見等を紹介していない市町村教育委員会は62.3%、公聴会等の意見交換を行っていない市町村教育委員会は69.4%、世論調査やアンケートなどを実施していない市町村教育委員会は89.5%に上っています。

米沢市教育委員会も全国の傾向と同じ状況にあるのではないのでしょうか。対話やアンケートなどを通じて保護者、子供、教職員、住民の要求、意見をよくつかみ、教育行政に反映させていくことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、防災対策についてお伺いいたします。

ことしの夏、大雨、台風により全国各地で洪水や土砂災害が頻発しました。近隣では7月9日、南陽市で洪水、土砂崩れが起き、8月20日の広島市の土砂災害は72名が亡くなり、2名行方不明という大災害となりました。

その広島市で1999年に30人を超す犠牲者を出した土砂災害が起きたことから、2000年に土砂災

害防止法ができました。しかし、広島を含む32都道府県で法に基づく基礎的な調査が完了していません。全国の土砂災害危険箇所約52万5,000カ所のうち、調査が終わったのは7割の約38万カ所です。これまでにない強い雨の降り方をする昨今だからこそ早く調査を終了し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行い、避難計画、ハザードマップを策定して住民に周知しなければなりません。

山形県は土砂災害危険箇所の調査を昨年度で完了しています。県による米沢市の土砂災害警戒区域等の指定はどの程度進んでいるのでしょうか、お尋ねいたします。

昨年9月の私の土砂災害警戒区域にある福祉施設という一般質問に対する答弁は4施設というものでした。この数は今も変わらないでしょうか。

施設に入所されている方は自力での避難が困難であるし、人数も多いことから、避難は簡単ではありません。入所者、そして施設職員の命を守るためには土砂崩れをとめるための防護壁などの土木対策を実施するか、実施できなければ移転を検討しなければならないのではないかと思います。県や施設と協議し対策を進めていただきたいと思います、どうでしょうか。

県内の土砂災害危険箇所のうち砂防ダムなどの施設整備率は、昨年度末で26%にとどまっています。また、国土交通省の検討会は土砂災害の特徴について前兆現象が不確実で危険が切迫していることを現地の状況から判断するのは難しいと述べています。

こうしたことを考慮すると、土砂災害警戒区域等に指定された地域に住む人々の安全の確保のためには、避難計画の周知とともに住宅の移転を進める必要があるのではないかと思います。

特別警戒区域については国、県、市によるがけ地近接等危険住宅移転事業補助金制度がありますが、警戒区域にある住宅についても希望する

場合移転しやすいよう、市独自の移転補助金制度を設けられないでしょうか。昨年も同じ質問をしていますが、多発する土砂災害、土木対策のおくれ、土砂災害の危険の判断の難しさから移転という選択肢も必要ではないかと考えます。

土木対策や住宅の移転を進めて避難を必要としない地域づくりを行っていても、土木対策や移転には時間がかかりますし、100%安全な地域づくりなどできません。これからも避難対策は重要です。

内閣府の調査によれば、ことし4月から7月の土砂災害警戒情報が発表された303市町村のうち、避難勧告や避難指示を出したのは延べ38市町村にとどまっています。その理由は、自治体のどこに危険が迫っているのか判断が難しい、勧告を出しても空振りに終わってしまうことへの疑念があり、結局勧告を出すことを見送ってしまったようです。

国土交通省の検討会も、土砂災害は市町村にとっては適切な警戒避難体制をとることが難しい災害と認めています。とはいっても住民の安全を守ろうとするなら、土砂災害警戒情報が出たら空振りを恐れずに早目に避難勧告を出すようにすることが大事だろうと思います。それがこの夏の全国の土砂災害の教訓でもあります。

避難したのに何も起きなかったとしたら、それは最もよい結果であり、実際の避難は訓練になります。住民が土砂災害の特徴から避難勧告は空振りになることが多いことについて理解し、それでも避難行動はきちんととり、その行動は訓練と考えていただけるよう周知を図りながら、早目の避難勧告を出すことを考えていただきたいと思います、いかがでしょうか。

要介護認定を受けている高齢者や障がい者などが災害発生時に避難した場合、介護等を受けられる福祉避難所が必要ですが、設置は進んでいるでしょうか。

福祉避難所の対象になる方は、障がい者、高齢

者、在宅の難病患者、妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者などであり、厚生労働省の福祉避難所設置運営に関するガイドラインによれば、平素から対象となる者の概数を把握しておくことになっています。対象者全員が避難するわけではありませんが、概数からどれほどの福祉避難所が必要かが導き出されてくると思います。必要数に対して指定はどの程度とお考えでしょうか、お尋ねいたします。

続いて、市営住宅入居時における保証人の免除規定についてお聞きいたします。

公営住宅の入居条件は、公営住宅法で「低所得で住宅に困窮していること」となっています。しかし、入居募集に応じて入居者に当選しても、入居するためには入居者が家賃を滞納した場合入居者にかわって納入する義務を負う保証人をつけなければなりません。

この保証人になってくれる人を見つけることができない方がふえています。中には保証人を探せず入居できない方も出てきています。このような方を救済することができるよう、国が通達や通知を出しています。

1996年、当時の建設省は「公営住宅管理標準条例案について」という通達を出し、保証人を免除できる場合として、本人に家賃の支払いについて誠意と能力があると認めたときと、入居者の努力にもかかわらず保証人が見つからないときを示しました。

2002年の国土交通省の「公営住宅の家賃の取り扱い等について」という通知では、公営住宅に入居する生活保護の被保護者の保証人について事業主体の判断により公営住宅の入居に際し必ずしも保証人を必要としないことができるとしました。

このような通知は出ていますが、自治体の保証人免除規定の整備は進んでいません。米沢市も未整備自治体の一つです。米沢市の場合は2名の連帯保証人が必要です。ハードルが高いです

が、条例で市長が認めれば1名でもよいとなっています。それでも、保証人はどうしても必要であり、保証人がいなければ市営住宅に入居できません。

国が条例案で保証人免除規定を示しているのですから、保証人がいないために市営住宅に入居できないということがないように、米沢市は保証人の免除規定を設けるべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上、質問いたします。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの白根澤澄子議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、教育委員会の一般行政や首長からの独立性の確保についてお答えをいたします。その他につきましては部長よりお答えをします。

首長が議会の同意を得て教育長を任命することについては、教育委員会の代表者である委員長と事務の統括者である教育長が一本化されることで教育行政の責任者が明確になり、加えて緊急時に迅速な対応ができるものとされており、教育の中立性、独立性が首長の恣意によって揺らぐのではないかと懸念がありますので、そのようなことにならないよう首長としては留意していくべきものと考えております。

また、首長が教育に関する大綱を策定する、総合教育会議を設けることとされていますが、これらについても教育の中立性、独立性が失われないように留意していく必要があると考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私からは、教育委員会として教育行政の独自性を確保するために今後の取り組みの方針についてお答えをいたします。

白根澤議員も述べておられるとおり、地方教育



行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、以下改正法と申し上げますが、平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることになっております。

教育委員会としましては、改正法の施行前でありますので、平成26年7月17日付の文部科学省からの通知等に基づき考え方を述べさせていただきたいと思っております。

この通知では今回の改正は教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直しと制度の抜本的な改革を行うものと記載されております。

また、具体的な部分では、教育委員会は引き続き執行機関であり、法に定められた教育に関する事務の執行権限は教育委員会が有することになっておりますので、改正法のもとにおきましても教育委員会の独自性は確保できるものと認識しており、今後の方針としましては法の趣旨に沿って取り組んでいくべきものと考えております。

次に、住民の意思を教育行政に反映させる方法の強化についてお答えをいたします。

教育委員会では平成23年3月に米沢市の教育、文化の方向性と具現化を示した第3期米沢市教育・文化計画を策定しております。

この計画を策定する際には検討委員会を組織し、関係団体や住民代表の方々等からさまざまな御意見をいただいたところです。また、パブリックコメント制度を活用し、計画案を公表した上で市民の皆さんから御意見を募集し、それらの意見を参考に計画の決定を行うとともに、提出された意見とそれに対する教育委員会の考え方を公表し、市民参画の機会の向上に努めたところであります。

このほか、大規模事業を実施する際に開催した

説明会や教育委員会所管の各施設を通して寄せられる市民の皆さんからの声のほか、市長を囲む座談会や市長への手紙など、市が実施する事業において市民の皆さんからいただいた御意見、御要望を参考として事業への住民意思の反映に努めているところです。

教育委員会としては、今後ともこのような方法によって住民の意思を教育行政に反映していくことに努めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、2の防災対策についてお答えいたします。

何点かありましたが、初めに（1）避難を必要としない地域づくりについてお答えいたします。

まず、土砂災害の危険箇所の指定状況でございますが、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンが211カ所、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンが177カ所となっております。

土砂災害防止法に基づく県の米沢市内の調査が今年度に入りようやく終了したところでございます。年度内には残りの危険箇所について範囲の指定が行われる見込みでございます。

次に、土砂災害警戒区域内にある福祉施設につきましては、御指摘のとおり昨年9月議会におきまして4カ所と申し上げてございます。災害時要援護者関連施設が万世地区に3施設、それから南原地区に1施設でございます。現在もこの4施設でございます。

次に、施設の土木対策でございますが、これにつきましては県に照会したところ、この4カ所のうち万世地区の3カ所につきましては防護壁等の工事が終了しているということでございます。

なお、南原地区の1施設につきましては、現在のところ予定はないと聞いております。

次に、警戒区域につきましては、土砂災害の際

建物まで被害が及ぶことはない想定していることから、移転までする必要はないと考えておりますが、危険度の高い地域であることから緊急情報の伝達、避難方法など、ふだんから連絡を密にしておくことが大切であると考えております。

次に、警戒区域、いわゆるイエローゾーンについても住宅移転に関して市独自の制度ができないかについてでございますが、警戒区域に指定されている世帯は相当な数に及ぶほか、先ほど述べましたように土砂災害が住宅まで被害を及ぼす区域ではないため、現在のところ移転のための市独自の制度は考えていないところでございます。

次に、（２）の避難対策についてお答えいたします。

避難勧告、避難指示につきましては、米沢市防災計画の土砂災害及び風水害対策計画において発表基準を定めております。実際の発令の際にはこの基準に従うことはもちろんでございますが、最新情報の手段であります国土交通省のＸバンドレーダーあるいは気象庁の高解像度降水ナウキャスト、このほか各機関の観測数値、現場情報を加味して早目の判断を行いたいと思っております。

加えまして、現在の伝達手段であります緊急速報エリアメール、ＮＣＶの９チャンネル番組へのＬ字放送、ＦＭＮＣＶラジオのおきたまＧＯ！、こういった放送によるほか、今年度整備予定しております同報系の無線によって速やかに広く伝達していきたいと考えております。

また、こういった発令の基準等の考え方でございますが、これにつきましてはさまざまな機会を捉えて市民にも十分周知してまいりたいと思っております。

次に、福祉避難所につきましては健康福祉部で指定を進めているところでございますが、その対象者として高齢者、障がい者、妊産婦、

乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするもので、介護保健施設や医療機関等に入所、入院するに至らない程度の在宅の要援護者となっているところであります。

介護認定を受けている者または被災後介護認定を受けた者、それから身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者などにつきましては、緊急入所、それからショートステイ、緊急入院等によって対応を図ることとなります。そのため、避難生活の中で要援護者の身体状況等の変化に注意する必要がありますし、必要に応じて福祉避難所への入所を図ることも含めまして、こういった方々の全体的な利用の人数についてはなかなか把握が困難だというふうに思っております。

なお、現在までの指定状況でございますが、障害者支援施設が３カ所、特別養護老人施設が１カ所、合計４カ所となっているところでございます。今年度は市内の特別養護老人施設との協定に向けて話を進めていきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 細谷建設部長。

〔細谷圭一建設部長登壇〕

○細谷圭一建設部長 私からは、３の市営住宅入居時における保証人の免除規定についてですが、現在の市営住宅条例では入居手続の際、市内に居住し独立の生計を営み、かつ入居決定者と同程度以上の収入を有する方で、市長が適当と認める連帯保証人２人の連署する請書を提出することが義務づけされております。

なお、２人の連帯保証人を確保することが困難であると市長が認める場合におきましては、１人の保証人を確保していただければ入居可能となっております。

議員仰せのとおり、住宅局からの通知により「保証人の免除等について入居の際の保証人要

件を入居の際に必ずしも保証人を要しない等とすることができるものであること」と通知していることにつきましては承知しているところですが、これを適用するかどうかについてはあくまでも公営住宅管理者の判断によるものと規定されているところです。

また、この取り扱いにつきましては、本人の努力にもかかわらず保証人が見つからなかった場合などの条件が付与されているところです。

連帯保証人制度につきましては、入居者の家賃滞納防止や身分保証において基本的に必要な制度と考えておりますので、本市条例におきましても連帯保証人の免除につきましては規定をしていないところであります。

また、滞納される方も少なからずいらっしゃいますので、その際連帯保証人制度はその後の滞納防止対策に大きな効果があると考えております。

しかしながら、公営住宅の目的としまして住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を提供し居住の安定を図ることとしておりますので、連帯保証人がいないからといって入居ができないということは公営住宅制度の趣旨に反することにつながるのではないかと考えられます。

そのため、今後保証人を見つけられない場合でも滞納対策等を考慮するとともに、県内の他市町の動向も勘案しながら、条例等の改正については検討してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 改正教育行政の関係ですけれども、教育長も言及してくださいましたけれども、この改正教育行政法についての通知を文部科学省が出していますけれども、この中に「地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関」という文言があるんです。その趣旨に沿ったような市長と教育長の答弁であった

と思います。

しかし、改正法には教育に政治が関与できるような仕組みがつくられるということは間違いありませんので、この改正法の中にも現行法と同じ教育委員会の権限に属する項目というものが書いてありますので、この部分については市長が関与するということについてはやはりきちんと自粛するというような姿勢をとっていただきたいと思いますし、教育委員会としましても政治的な関与が行われぬよう毅然とした態度で今後とも臨んでいっていただきたいなと思います。

教育委員会の住民の意思の反映というふうなことに限らずなんですけれども、これまでも機会を捉えて住民の意見などをお聞きしていますし、それを反映してきているということなんですけれども、ある程度定期的に教育委員会が住民の中に入る、あるいは学校とか教職員とか、そういう方々でもいいわけですが、そういう方々と意見交換をしていくというようなことを今後ぜひしていただきたいなというふうに思います。

長野県の富士見町というところなんですけれども、教育委員会が住民の皆さんと語り合う教育未来会議というものを開催しています。この町は12地区ありまして、1年間をかけて各地区を回るというふうにしているということなんです。特別テーマなどを設けずにざっくばらんに教育に関して意見交換を行うということなんです。

そして、この町では教育委員会だよりというものを月1回発行しているということなんです。この教育未来会議に寄せられた声などもこの教育委員会だよりに掲載しているということだったんです。

私たち議員は24名います。住民の方に直接選ばれているんです。いろいろなことで議員の皆さんは有権者の方々に自分が活動していることとか住民の声を聞くというようなことをしている

んですが、それでもなかなか議員は何をしているのかかわからないというような声が寄せられるところなんです。

教育委員の方々というのは5人だけですよね。それも住民が直接選んでいないということで、やはり教育委員の方が何をなさっているのかかわからないという方が市民の皆さんのほとんどではないかというふうに思います。

そのようなこともありまして、教育委員の方が地域に出かけていくというようなことをしていただいて、直接教育行政について話をされるとともに住民の方々の意見を聞くというようなことをぜひ御検討いただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 原教育長。

○原 邦雄教育長 お答えをいたします。

実際には17地区あるいは26校、これを全て網羅して教育委員が1年間かけてということは理想的な形だろうというふうに思います。まして、いろいろな地域の方々にお聞きしますと、そうやって年間全部の地区、学校ではないんだけど、回っていろいろ意見交換をしているというふうな情報もあります。

ですから、今後教育委員会としてそういうふうな時間、いろいろな委員の勤務体制等いろいろありますので、調整をしながらできる範囲で意見を聞く機会を設けたいというふうには思っております。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） この富士見町はたまたま12地区ということになって1年間ということになると1カ月に1カ所というような数になるわけですが、必ずしもその1カ月に1回しなくてはいけないとか、17地区を1年間で回らなければいけないというようなことではなくて、何年間かけてというようなこともあると思いますが、教育委員の方が学校、まちに出かけていくというようなことをぜひしていただき

たいなということで、御検討してくださるということですので前向きな御検討よろしく願いいたします。

それから、教育委員会の会議ですけれども、原則公開というふうになっていると思います。ただ、ホームページなどを見ても教育委員の会議がいつ開催されるのかということがわかりませんでした。

ホームページ等で掲載されていないのではないかとこのように思うんですが、ぜひ教育委員会の会議の予定を掲載していただきたいと思えますし、また、傍聴などもできるんだというようなことですので、傍聴についてなどのことも載せていただきたいなというふうに思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○島軒純一議長 船山教育管理部長。

○船山弘行教育管理部長 仰せのとおりで、教育委員会については当然原則公開でございまして、特別な人事関係とか、そういうものがあれば非公開にできるわけです。

御趣旨のことについてはなるだけ努力して早目に予定を入れるように、そんなふうに考えていきたいと毎回実は思っておるところですが、なかなか日程等の関係でお知らせするいとまがなかったり、あるいは秘密会議をどうしてもしなくてはならなかったり、いろいろな事情があって現実的に余り実際の公開のほうに傾いていないという現状はもしかするとあるかもしれません。

今後はなるだけ予定が立つように教育委員の方とお話をしながら、そういう方向で検討させていただきたいというふうに思っています。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 教育委員会の会議の議事録なんですけれども、議事録はとっていらっしゃるというふうに思いますが、この議事録について改正法でも原則公開であるというようなことで、新教育長は会議が終わったれば速やか

にこれを取りまとめて公表するというふうなことを言っています。改正法の文部科学省の通知の中にもあったというふうに思います。

なかなか人的な体制等もあるというふうに思いますけれども、この議事録の公表などについてもホームページでの公表ということですが、他の自治体などを見ますとしているところはありますので、ぜひ米沢市としてもお考えをいただきたいというふうに思います。

○島軒純一議長 船山教育管理部長。

○船山弘行教育管理部長 今議員お述べのとおりでありまして、議事録の公表については当然していかななくてはならないというふうに考えています。制度も今回根幹的なところが変わるということもございますので、もちろん教育委員の方にお諮りをしながらということになりますが、当然法律の施行どおり公表していく、あとホームページ掲載も検討させていただきたいというふうに思っています。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） では、防災対策についてのほうでお伺いいたします。

土砂災害警戒区域ですが、住宅まで被害が及ばないというふうなことなわけですが、何が起きるかわからないような今の時代ではないかなというふうに思います。

土砂災害警戒区域が必ずしも住宅に被害が及ばない区域というふうには限ってはいないんじゃないでしょうか。危険な場合もありますので、ぜひ市としての助成制度をつくっていただいて警戒区域であっても移転がしやすいというふうなことになるばいいなというふうなことで質問したところです。

特別警戒区域のほうなんですけれども、この制度について住民説明会できちんと説明を行っているところでは移転の件数が多いというふうな調査結果を国土交通省で出しているところです。

市のほうはハザードマップをつくりまして住民

説明会でこれらを説明していただきたいということで昨年取り上げたわけなんですけれども、住民説明会ではこの辺はきちんと説明していただいているのでしょうか。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 前段の土砂災害警戒区域で建物損壊があり得るのではないかと御指摘いただきました。もちろん可能性はゼロではございません。

ただ、いわゆるイエローゾーンとレッドゾーンの区分けという意味では、イエローゾーンについては住民の生命、身体に危険が生じるおそれ、レッドゾーンについては建物等に損壊が生じ生命、身体に著しい危険ということで、イエローゾーンの場合には屋外にいる場合に何らかの災害を受ける可能性があるということで、レッドとイエローで区分けをさせていただきます。

そういう意味では建物の損壊はちょっと考えていないということで御説明したところでございます。実際の区分けもそのようになってございます。

それから、2点目の特別警戒区域の補助についての住民説明会がどうなんだということです。米沢市においてもさまざま説明会を行っているわけですが、実は来年度2軒ほど移転が予定されているようでございます。これについてはさまざまな地区でハザードマップの説明会を行っておりますが、その際にレッドゾーンにお住まいの方については補助制度がありますということで特に制度の説明を行っております。そういったことから一定の成果が出てきているんじゃないかなと思っているところでございます。

今後ともハザードマップの説明会なんかがあれば、そういった折にはこういった危険箇所についての御説明はしていきたいというふうに思っているところでございます。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） やはりきちんと説明し

ていただくということが効果につながっているものというふうに思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

福祉避難所のほうなんですけれども、現在4カ所というふうになっています。今年度もう1カ所指定をするというようなことなんですけれども、これで4カ所になって市内全域を考えたときに十分な福祉避難所というふうにお考えなのかどうか、それとももっと指定をしていかなければいけないというふうなことなのかどうか、伺いいたします。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 福祉避難所につきましては、答弁にもありましたように現在4カ所と。この後、市内の特別養護老人施設5カ所と協定に向けて現在話し合っているところでございます。

その中で具体的にお預かりいただきたいというふうに私どものほうで考えている人数なんですございますけれども、今現在の4カ所でおおよそ大体50名くらい何とかお願いできないのかなというふうに考えております。追加で5カ所ということでプラス50名。総体的には現在のところ100名の方をお願いできればなというところで考えてございます。

ただ、災害もさまざまな形態でそれぞれ市内のあちこちに施設もばらばらになっておるものですから、100名という数字を目指しながらも災害の形態でこの数字はその時々に応じて動かさざるを得ないのかなというふうには考えています。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） そうしますと、箇所数としては全部で9カ所、大体このぐらいあれば、移動もありますけれども、大体全体として市内全域を考えたときにはこのぐらいで適当であるというようなことなんでしょうか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 それでは、その全体的な必

要とされる人数につきましては先ほど総務部長の第1回目の答弁でも申し上げましたとおり、これについてはなかなかちょっと掌握しづらいところでございます。

現在のところ100名というところで目標にしておりまして、そのほか社会福祉課のほうでは災害時要援護者の避難支援事業ということで今調査しておりますので、今後これらの数字をもとにさらにその100名という数字をどのように評価していくかということも検討していきたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） できるだけ必要とされる方がどの程度かというようなことについては今後とも把握のほうをよろしくお願いいたします。

それで、そういう災害の弱者の方がどのように避難するかというふうなことが非常に重要ではないかというふうに言われているところなんです。誰がどこに避難させるかというふうなことをきちんとしていかなければ実際のところは避難ができないというふうなことになっていきますので、避難誘導対策について今後具体的に進めていっていただきたいなというふうに思います。こちらは要望というふうにさせていただきます。

市営住宅の関係ですけれども、免除規定を取り入れるかどうかは自治体の判断であるというふうなことなわけですね。それはそういう権限はもちろん自治体として持つてはいるというふうに思いますけれども、保証人がいないと入居できないというふうなことは困ったことであるので他市の状況を見ながら検討をするというふうなことだったわけなんですけれども、他市がどのような規定を取り入れているのかというふうなことについて参考にしていただくのは一向に構わないわけなんですけれども、免除規定を取り入れるかどうかについて、そこを決めるのに他市の状況

を判断するというのは、やはりそれはちょっと  
適当ではないというふうに思います。

自治体としての権限はあるかもしれませんが、  
市営住宅の目的は建設部長もおっしゃいました  
ように低所得者で住宅に困窮している方という  
ことになっているわけですから、その方が連帯  
保証人の関係で入居できないというようなこと  
があったらそちらのほうを何とかしなければい  
けないんじゃないでしょうか。そうしなければ  
市営住宅の入居の目的が達成されないというこ  
とになりますので、これは保証人の免除規定は  
整備をしていくというようなことで他市を参考  
にしていくというふうに考えていただきたいと  
思います、どうでしょうか。

○島軒純一議長 細谷建設部長。

○細谷圭一建設部長 先ほど私が申し上げましたよ  
うに、あと議員もお述べのとおり、公営住宅の  
趣旨といたしましては低額所得者に対して低廉  
な家賃で住宅を提供するというのが本質であ  
ります。

ただ、低廉な家賃ということで市営住宅としま  
しては近傍同種の家賃と比べればかなりの低廉  
な家賃で御提供させていただいておりますけれ  
ども、やはりそういった建物を維持管理、運営  
する中におきましても当然維持修繕費が発生し  
てまいります。年間、大体維持修繕費で2,000万  
円以上毎年かかっておりますので、やはり家賃  
収入というものに関してはある程度回収には私  
たち行政側でも努める必要があるのではないか  
なとは考えております。

保証人のそういった面からもまず高齢者の方と  
か、いろいろいらっしゃるわけですが、  
そういったことでまずある程度滞納とか家賃の  
ほうをどうするかということも含めて検討しな  
がら、そういった高齢者の方、単身者の方、あ  
と生活保護者の方、一くくりにして免除するの  
か、それともそれぞれ高齢者だけにするのか、  
生活保護者の方だけにするのか、そういったこ

とも含めてちょっと県内の市町の状況を含めて  
検討していきたいなということで考えておりま  
す。

○島軒純一議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 規定を整備するという  
ふうなことで前向きに検討されるというふうに  
考えていいのでしょうか。今の答弁はそのよう  
だったなというふうに思っているところです。

保証人が必要ではないというふうに言っている  
わけではありません。入居される方は保証人を  
探す努力をしていただきたいと思います。でも、  
その努力をしても見つけられないという方がい  
らっしゃると思います。

過去に保証人が見つからずに入居できなかった  
方がいらっしゃるというふうに聞いております。  
そういう方を出さないというふうなことをして  
いただきたいというふうに思います。誰でも免  
除されるというようなことではなくて、努力し  
ただけけれどもできなかったというふうな人につ  
いては救済をしていただきたいというふうな  
ことなんです。

です、今後は努力したけれども保証人が  
いないために市営住宅に入れない、そういう  
方は出さないというふうなことでぜひ免除規定  
の整備をよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○島軒純一議長 以上で9番白根澤澄子議員の一般  
質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時56分 休 憩

~~~~~

午後 3時06分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
この際、お諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時までに終了しない

場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議を日程終了まで時間を延長することに決まりました。

次に進みます。

一つ、上郷小学校浅川分校閉校後の浅川地区の活性化について外2点、10番佐藤忠次議員。

〔10番佐藤忠次議員登壇〕（拍手）

○10番（佐藤忠次議員） 本日の最後となりました。なるべく時間内に終わらせたいと思いますので、明確な御答弁をお願い申し上げます。

それでは、このたび8月19日から20日にかけて広島市を襲った集中豪雨で亡くなられました70余名の方々に心より哀悼の意を表します。また、被災者の方々にはいつときも早い復興を御祈念申し上げ、質問に入りたいと思います。

さて、来年4月より市内唯一の米沢市立上郷小学校浅川分校が閉校となります。上郷小学校に統合されるわけであります。これも時代の流れでどうすることもできません。

しかし、141年の歴史と伝統のある浅川分校を心のよりどころとして生活してきた地域住民は一抹の寂しさを感じることでしょう。浅川分校閉校による地域の活性化対策を真剣に考えたいと思っております。

この浅川地区には山形新幹線が通っている置賜駅があります。また、皇族とのかかわりがあるのではないかと言われておる戸塚山もあります。

お伺いします。浅川分校の今後の利活用をどのように考えておられますか。置賜駅には新幹線はとまりませんが、普通列車は全車とまります。それで山形市への通勤、通学に常に10台近くが利用されているようです。夏場は道路が広いので支障がありませんが、冬場は除雪の妨げになるようです。また、近くの高畠駅の駐車場は無料なので高畠駅を利用されている方も多いよう

です。置賜駅前の東側敷地に市営の無料駐車場をつくれませんか、お伺い申し上げます。

かつて明治天皇が置賜地方を巡幸されたとき、上郷の堤忠右衛門宅で御休息され、戸塚山について質問されたと聞いています。戸塚山の古墳発掘と史跡公園の整備についてお伺いします。

ことしもいろいろなドラマを生んで夏の全国高校野球大会が閉幕しました。県立山形中央高等学校の活躍は県民に感動を与えてくれました。かつて平成3年に県立米沢工業高等学校が置賜から初めて甲子園に出場しました。あれから23年たちますが、いまだに再出場はありません。

当時、私も一父兄としてかかわっておったので、あの感動は忘れることができません。そして、あのとき全国の米工OB、または会社、一般市民からも支援金として2億円強のお金が集まりました。試合日は平成3年8月11日、対戦校は福岡県の柳川高校でありました。応援には貸し切りバス十数台で行ったことを覚えております。

置賜から再度甲子園の夢実現と強化策についてお伺いします。米沢市は雪国で冬場の練習は限られており、夏でも自由に使える硬式の練習場がありません。現在の中学生の野球クラブは全て軟式野球です。甲子園を目指すには中学時代から硬式になじませようと、井上精工の会長が10年ほど前から会社の敷地を練習場にして米沢リトルシニアを育成指導してまいりました。しかし、自助、共助のみでは限界です。公助の力をかりなければ継続できません。

お伺いします。米沢リトルシニア硬式練習場はあるのでしょうか。今後のリトルシニアの支援策はどのように考えておられるか。米沢浄水管理センターの空き地を硬式野球練習場にできないのでしょうか、お伺いします。

次に移ります。

市長がある公の席で、英国人家族4人が上郷地区の農家の空き家を求めて定住されるということを公言されました。ぜひ長く定住していただ

きたいものです。地域の方々も何かお手伝いできないかと心配しておられます。

空き家対策について伺います。相続を放棄された空き家の対応について。市所有の空き家の物件などはあるもののでしょうか。外国人家族が長く定住できるように、市ができる支援策はあるのか、伺います。

以上で壇上からの質問は終わりますが、答弁によっては質問席より再度質問させていただきます。終わります。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの佐藤忠次議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、空き家対策についてお答えをします。その他につきましては部長よりお答えをいたします。

相続放棄された空き家を管理処分するためには、民法の規定により利害関係人が被相続人の最後の住所地の家庭裁判所に相続財産管理人選任申し立てを行う必要があります。一方、相続財産管理人を選任しない場合ですと、空き家は放置状態となります。

このため、空き家が危険な状態になり、かつ緊急性が生じた場合は、米沢市家屋等の安全管理に関する条例第6条に基づき、本市が危険回避のための最低限の応急処置を実施し、第三者に被害が及ばないように対応することになります。

具体的に申し上げますと、米沢市の空き家の件数は平成24年の調査で899軒ありました。このうち危険とされる空き家は240軒ほどで、その後助言や指導等により条例施行前に37軒、条例施行後26軒、自主的に解体されております。危険な状態になっているものについては適宜応急処置を実施することとし、これまで4軒に対して雪おろしをいたしました。

なお、本市の所有する空き家物件はありません。最後に、外国人の定住支援についてであります

が、現在外国人に対する住宅取得支援制度はありませんが、米沢市国際交流協会では生活に必要で便利な情報をまとめた生活ガイドブックの発行や雪国で安全・快適に暮らすため必要な知識をまとめた冊子の発行、ごみ分別表の配布などを、いずれも英語、中国語、韓国語で行っています。また、日本語教室の開催、身近な生活の相談受け付けなども行っております。

外国人の方々にもどんどん住んでいただける米沢市になるようにしていきたいと思います。

なお、御質問のところでありました上郷地区にこれからお住まいになる英国人の御家族であります。私の家族が英国人の御夫妻とそのこれからお住まいになる家のところで偶然知り合いになり、いろいろ話を聞いてきたということから、私も興味を持ってそのお宅に伺いました。伺いましたが、残念ながらお留守でしたので話をするのができませんでした。近日中にお会いするような予定になっておりますので、さまざま御要望などもお聞きしてみたいというふうに思っています。

ただ、ありがたいことに地区の方々が大変親切に歓迎をしていろいろお世話をしてくださるような話を聞いておりますので、そういう意味では安心をしているところです。

私からは以上です。

○島軒純一議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私から、佐藤忠次議員の御質問にお答えいたします。3点についてお答えをいたします。

初めに、浅川分校校舎、グラウンドの今後の利活用についてお答えをいたします。

議員の御質問のとおり、浅川分校につきましては平成27年4月から本校に統合をいたします。また、分校学区の全児童につきましては、置賜駅、下新田公民館、浅川公民館の3カ所から発着する2台のバスで本校に通学する予定になっ

ており、現在の校舎及びグラウンドにつきましては閉校後はバスの発着所としても、あるいは学校施設としても使用しないことになります。

このため、今後の利活用について検討する必要があることは認識しておりますが、現時点で具体的な利活用策は持ち得ていないところであります。

浅川分校の校舎及び屋内運動場につきましてはそれぞれ昭和57年に建設され、築32年を経過して現在に至っており、地域住民の皆さんにとって地域のシンボリックな存在になっていることは十分認識しております。

また、昨年から跡地利用のための検討組織を地域住民の皆さんが立ち上げておられますので、教育委員会も参加させていただき意見交換をさせていただきたいと考えております。

次に、戸塚山古墳群の発掘調査の状況と史跡公園としての整備の考えについてお答えをいたします。

戸塚山古墳群は、議員御承知のとおり5世紀後半から8世紀台までの長期にわたってつくられた古墳群として、昭和61年に市の史跡に指定されており、全長54メートルの前方後円墳を初め、戸塚山全体で12の支群、約200基の古墳がこれまでの調査により確認されています。本市はもとより、置賜の古代史を解明する上でも重要な史跡であるとの認識のもと、平成21年度から25年度までの5年間で実施した事前調査では9基の古墳を調査し、県内最大の横穴式石室や中世に方形墳墓に改変した珍しい事例が確認されたとともに、新たな古墳群として小山支群が発見されたところであります。

今年度からは国の史跡指定を目指して必要な事項を検討するため、学識経験者5名で構成される戸塚山古墳群保存整備検討委員会を発足させ、さまざまな助言、御指導をいただきながら確認調査に着手することとしております。

去る8月18日には第1回目の検討委員会を開催

し、昨年までの調査概要を御説明申し上げ、今後の調査計画や年次計画で進めていく各支群の用地測量調査等について御審議いただき、これから調査を進めていく上での留意事項や課題など、さまざまな御意見を頂戴したところです。

この確認調査につきましては、戸塚山が大規模な古墳群であることや調査費の確保などの課題もあることから、今後数年にわたる期間を要するものと考えておりますが、国の史跡指定を目指して史跡の詳細な資料を取りまとめるため、国や県の指導も仰ぎながら着実に調査を進めていきたいと考えております。

次に、史跡公園としての整備の考え方につきましては、あくまでも国史跡としての指定後となりますが、先ほど申し上げましたとおり今年度から確認調査に着手するところでありますので、今すぐ整備を進める段階にはもちろんございませんが、戸塚山が上郷地区のシンボルの一つであることと山形県の保安林となっていることを踏まえ、教育委員会としましては自然環境の保全と古墳群の保存が一体化となるような史跡公園としての整備が社会教育の観点からも望ましい姿であるものと考えております。

一方、戸塚山古墳群の調査と並行しながら確認調査を行っている舘山城跡につきましては、今年度いっぱいその結果を調査報告書として取りまとめることとし、平成27年度の国指定史跡に向けて申請の準備をしているところであります。

今後、これらの史跡の保存整備事業を進めていくためには当然のことながら財政的な問題もクリアしなければならないことから、本市のまちづくり全体の中で事業の位置づけを慎重に検討していかなければならないものと考えております。

このことを踏まえ、教育委員会としましてはまずは舘山城跡の保存整備事業を先行して進めていくことにし、戸塚山古墳群につきましては平

成28年度以降の本市のまちづくりの指針となる新しい総合計画の策定作業が現在進められていますので、その中で史跡公園としての実現性について十分に検討してまいりたいと考えております。

最後に、置賜から甲子園出場への強化策についてお答えをいたします。

甲子園出場も含め、本市を代表し全国大会等で米沢のチームや個人が活躍することは大変誇らしく、多くの市民の皆様にも感動を与えることができるなど、スポーツの活性化は地域の一体感や活力を醸成させ、地域社会のさらなる発展に寄与するものでありますので、今後もスポーツの推進を関係者と一体となって進めてまいり所存であります。

そこで、御質問のありました米沢リトルシニアの硬式野球場についてお答えをいたします。

米沢リトルシニアは中学生の硬式野球を行っている米沢では唯一のチームであり、山形県内では山形市に2チームのほか、酒田市、新庄市、米沢市の各1チーム、計5チームがリトルシニア東北連盟に山形県支部として加盟し、活動を行っております。

米沢リトルシニアは、議員も申されておりますが、平成3年に米沢工業高等学校が置賜から初めて甲子園に出場してから再度甲子園出場することを目標に掲げて平成16年に立ち上がったものであり、中学生のうちから硬式野球になれることでスムーズに高校野球に移行できることがその最大のメリットであります。

さて、この米沢リトルシニアが本市の体育施設を利用する場合には、硬式野球の利用ができる施設として皆川球場があります。また、ファウルボール等、近隣住宅への影響もあることから、バッティング練習を行わないという制限つきで西部野球場が利用いただける施設となっております。

次に、この米沢リトルシニアの支援策としては、

本市の体育施設では、先ほどもお答えいたしましたが、皆川球場及び一部制限はありますが西部野球場で硬式野球を行うことができることとなっております。新たな硬式野球の練習場につきましては、これまでの議会での答弁の繰り返しとなりますが、多種目からの体育施設の新設要望や備品購入の要望などがあり、また、既存体育施設の老朽化による整備の必要性もありますので、平成28年度から開始される米沢市新総合計画を見据え、現在各施設の状況を専門家の意見を参考にしながら、まずはどのような施設整備が必要か検討しているところでありますので、御理解をお願いいたします。

私からは以上です。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、置賜駅東側敷地の無料駐車場整備についてお答えをいたします。

置賜駅につきましては20台程度駐車ができる広い駐車場を有しておりますが、これを無料で開放していることもあり常に多くの車両の駐車が見受けられます。また、駐車場奥の住宅への通路としても利用されているようで、比較的高い利用頻度と推察しております。

駐車場の舗装状態につきましては、入り口道路に連続する形で一部舗装がなされているものの、大部分は砂利敷きとなっております。

お尋ねのように市が駐車場を整備をする予定は現時点ではございませんが、この駅駐車場の敷地については駅施設の一部としてＪＲ東日本が所有し管理をしておりますので、市としては管理者であるＪＲ東日本の主体性のもとで利便性の向上や市民が安心して利用できるよう、先ほど除雪の問題もございましたが、こうした問題も含めて機会を捉えながら、まずはお話し合いをさせていただきたいというふうに思っております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 細谷建設部長。

〔細谷圭一建設部長登壇〕

○細谷圭一建設部長 私からは、2の置賜から甲子園出場への強化策についてのうち、米沢浄水管理センターの空き地利用について申し上げます。

米沢浄水管理センターの空き地を硬式野球練習場にできないかについてであります。米沢浄水管理センターの空き地につきましては発生汚泥をリサイクル活用するための汚泥堆肥化施設等の建設用地として確保しているところです。

しかしながら、今のところ建設を実施するまでには相当な時間を要しますので、グラウンドとして広く市民に使用してもらう目的で、平成3年1月に下水道事業以外で土地を使用する目的外使用の承認を受けまして、それ以降現在に至るまで軟式野球の練習場として利用できるように貸し出しを行っているところです。

現在のグラウンドは周囲に高さ1.2メートル程度のスチールフェンスを簡易的施設として設置しただけの状況となっており、周辺道路の通行人や処理場施設関係者等の第三者に対する安全性を確保することができませんので、硬式野球の練習場としての使用は認めることができない状況となっているところです。

このたび、米沢リトルシニア野球協会で防球ネット等の安全施設を設置する旨のお話をお聞きしているところですが、先ほど申し上げました平成3年1月に国から承認をいただいた目的外使用の条件として土地の形質変更は行わないものとして規定されておりましたので、現状では安全対策の工事を実施することができませんので、現在県を通じまして国と目的外使用の承認内容を変更しまして安全施設を設置することができるよう事前協議を行っているところであります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） それでは、第2質問をさせていただきます。

浅川分校の児童の送り迎えはマイクロバス2台でやるということですが、このスクールバスは国の補助対象になるのでしょうか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 今回のスクールバスの購入につきましては、国庫補助であるへき地児童生徒援助費等補助金を利用しているところでございます。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） そのバスの送り迎えの運転手とか、特にドライバーなんかは直営でやるのでしょうか、それとも民営として委託するか、どちらでしょうか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 今回バスの購入について予算を計上しておるところですけれども、実際の運営につきましては子供たちは安心・安全を確保していくためにはどういった方法がいいか、これから検討していく途中でございます。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） 最近の新聞にちょっと出ておりましたが、国交省の地域活性化策によると、高齢者ら地域住民の足として集落を結ぶコミュニティバスを普及させるため、運行経費などを補助をする社会実験を実施するとなっております。

こういうように国では児童の送り迎えのみならず、いろいろな地域の住民の弱者の足として活用させたいというふうなことで、そんな案件がありますが、このスクールバスについてはほかに浅川地区の住民のための例えば診療所とか郵便局とかJ Aに行きたいという、そういう足として利用できないもののでしょうか、お伺いします。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 浅川分校の本校統合に関

する地元代表者の方々との話し合いは8回ほど行ってきました。統合に向けた重要な要望事項としては、先ほども申し上げましたけれども、安心・安全に配慮した通学の確保ということがございました。

それから、浅川分校の保護者の方々との話し合いの中でも、安心・安全はもとより、スクールバス等の運行に当たっては通学に支障の出ない運行方法をという要望もありました。

そういったことから、当面の間はスクールバス専用という運行で考えていきたいなと思っています。

それから、今回国庫補助をお願いしていくわけですが、交付要件の中に処分制限期間である6年間は目的以外への使用が制限されているというようなこともございます。

そういったことで、議員お述べの地域コミュニティバスとしての運用は難しいかなというふうに考えております。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） わかりました。

それでは、ちょっと視点を変えて質問させていただきます。

浅川分校の跡地の問題ですが、さっきの答弁ですと地域で検討委員会を立ち上げるということでございますが、私も地域住民からいろいろお話を聞いております。そうすれば、確かに地域に預けられるのはいいんですが、地域に預けたらその地域に出したものが全部通るんですかというような意見も聞きました。そうだったら当局、市の考え方を最初に出して、それからこういうものでどうだというような案件だったらいいんですが、白紙の状態で預けられても困るというようなことを言っておられた人もおりました。

そんなこともありまして、私の考えですが、戸塚山古墳群から発掘された遺物はたくさんあります。それで、私の構想なんですけど、上郷にも

例えば遠藤桑珠画伯とか哲学者である元東北大学長の高橋里美先生とか、そういった偉い人がたくさんおられますので、ぜひ資料を戸塚山の資料館のみならず、美術館とか、そういう高橋先生の資料とか、そういうものを飾ることによって見学客が訪れるのではないかなというようなこともありますので、ぜひそういった資料館などもつくっていただければなと思っておりますので、ちょっとした考えですが、お伺いします。

○島軒純一議長 船山教育管理部長。

○船山弘行教育管理部長 先ほど教育長が申し上げましたとおり、分校の跡地利用についてはまだ検討の段階というか、市でもどうするかというのはもちろん決めておらないという答弁をさせていただきます。

検討委員会が地元で立ち上がっているというのは、そのとおり立ち上がっておりますので、その経過をどういうふうに見ていくかということも市としては非常に大切にしなければならないことだというふうに思っております。

今議員お述べのとおり市で全く考えを持っていないというののもちょっとおかしいのではないかなという御指摘ももつともだというふうに思いますので、その辺の市の考えも当然庁内で調整をしながら、ただ、検討委員会の意向がどういものであるか、全くの白紙であればそういうことで結構だと思うんですけども、何かお考えがあるのであればそれもお聞きしながら進めていきたいというふうに思っております。

その中で、今佐藤議員の御提案が、これは市のほうで考えるべきことだというふうに思いますが、そういった案も一つのものとして内部のほうで検討をしていきたいというふうに今の現段階では考えております。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） それでわかりました。では、分校関係はこれで終わります。

次に、硬式野球の練習場ですが、ことし私も下

水道課長にお会いしましていろいろ要望を言ってきたところです。あの浄水管理センターの空き地は広大な空き地が本当にあります。それで、今までいろいろな草野球に何か貸しているようでありましたが、あそこだと硬式野球の練習場には十分とれる土地なんです。

それで、さっきも建設部長が答弁しておられましたが、ぜひあそこを貸してください。そして、市でやはり最低限練習場といっても防球ネット、バックネット、そして、いろいろな施設がかかるんです。恐らく、何ぼかかるかわかりませんが、照明なんかをつければ恐らく何千万とかかるのではないかと思います、確かにリトルチームの井上さんは寄附金で何とか賄おうというようなことも考えておりますが、なかなかそんなことはできません。本当に大変です。

チームのメンバーは恐らく36人ぐらい今いるのかな。そんなことで、とても困ったというようなことを言っておられました。そんなこともありますので、ぜひ自助、共助ではもうできないんです。公助の力をかりるほかありませんので、ぜひ来年度予算ぐらいで、恐らくとっていただければ助かると思いますので、ぜひお考えください。もう一度お願いします。

○島軒純一議長 細谷建設部長。

○細谷圭一建設部長 下水道課としてはグラウンドの貸し出しにつきましては、先ほども申し上げましたように国のほうと事前協議を行っているところでありまして、今後、今現在軟式野球等で使用している団体のほうと、あとリトルシニア野球協会のほうとの使用日時等の調整を行っていただくことになるかと思いますので、専用でというのはやはり公平性にも欠けるといいますので、それはちょっと困難でないかなと思いますので、遅くとも年内中には変更届のほうは提出できればなということで今のところ考えております。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） とにかくいろいろ議論を重ねてもしょうがない問題だと思いますので、国の許可を得なければわからないということなんでしょうね。

○島軒純一議長 細谷建設部長。

○細谷圭一建設部長 はい。目的外使用になりますので、国のほうに目的変更許可というふうなことで申請して、許可を得ないと使用、使用というよりも今回リトルシニア野球さんのほうから固定した防球ネットといいますか、そういうネットを設置するというようなことでの御要望がありましたので、それを設置するためにはある程度固定物として施設を設置しなくてはならないということについて国からの了解をもらわなくてはならないというようなことでの協議ということになっております。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） 私も何回か下水道課長にお会いしてお願いはしておったんですが、国の許可がおりるかおりないか、大体のあれはわからないでしょうか。内々的に。

○島軒純一議長 細谷建設部長。

○細谷圭一建設部長 先ほども申し上げましたように、年内までには目的外使用の変更申請書を提出していきたいというようなことで今のところは考えています。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） わかりました。では、ぜひ期待しております。

それで、浄水管理センターの空き地なんです、きょうのちょっとテレビ、県内ニュースでも言っておりましたが、鶴岡市の浄化センターでは消化ガスを活用した消化ガス発電事業を始めるというふうなことをニュースでやっておりました。

それで、米沢市としてもそういう考えというか、そういうものはあるんでしょうか。そして、あの空き地なんかも使う予定があるとなれば、い

ろいろ考えなくてはならないと思います。

○島軒純一議長 細谷建設部長。

○細谷圭一建設部長 今のところそういった発生するガスを利用するの考えはございません。今現在空き地になっている部分につきましては発生汚泥をリサイクル活用するための汚泥堆肥化施設ということで利用していく予定でございますけれども、今のところまだそこまでは検討しておりませんので、あわせてそういったガス利用についても今のところはちょっと考えてはいないところです。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） 市長はどうですか。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 現在のところは今部長がお答えしたとおりです。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） この消化ガス発電事業は鶴岡市の場合だと発電することによって東北電力に売電する金額が2,000万円とかという目安が出ております。プラスになるんです。どうでしょう。もう一度考えてください。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 本日のところは御意見として承っておきたいと思います。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） それでは、質問を変えます。

さっき空き家対策といいますか、私もよくわかりませんが、空き家には今固定資産税とか、そういうものはやはりかかるんでしょうか。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 資産があればかかるという原則でございます。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） 空き家というのは、今なかなか地元になかったり、その継承者がもしかして固定資産税を払ってまでとても維持で

きないということで、市に譲りたいといった場合はどうなるんでしょうか。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 原則的には負担つきの寄附、建物を壊して更地にしていただければ土地についてはいただくこともあるかもしれませんが、経費がかかるような場合ですと寄附としてはふさわしくないのかなと思っているところでございます。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） 更地でないと引き受けないということですか。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 経費がかかるという意味で負担つきの場合には寄附としてはふさわしくないのかなという意味で申し上げております。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） ポポロの跡地を市が無償で引き受けるというときの、提供された場合とは考え方が違うんですか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 空き家対策として今さまざま全国各地で施策が打たれております。まだ米沢はそこまでいっていないわけではありますが、必ず売れる物件というか、売れる土地でない場合も当然あるわけです。ただ、その際に維持管理を町内会等で何らかの活動のために使っていただくということを前提にして市がその土地を無償でいただいて、上物の整備についても含めて自治体が行いますよ、あるいは補助金を出してそれが可能になるようにしていきますよというふうな手だてをやっている例などもございます。

そうしたものを研究しながら総合的なソフト面での空き家対策をこれからつくっていかねばいけないというふうに認識をしております。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○10番（佐藤忠次議員） これからは本当に空き

家というか、なかなか継承できない人がたくさんいると思うんです。それで、市に引き取ってもらいたいとか、そういった物件がますます出てくるのではないかと思います。

そんなことで、ちょっとしたうわさなんです、個人の名前を言っていいかどうか分かりませんが、今、〇〇〇〇〇〇たちが老健施設に入っておられます。そんなことで、今まで住んでいた家を市の文化的なことに使っていただけないかなんていう打診があったかどうか分かりませんが、そんなことを言っておられたなんていうことを私も聞いておりますので、今後そういった物件がますます出てくるのではないかと思いますので、ぜひ有効的に使えるような方策なり条例なんかも決めていったらどうでしょうか。そんなことを要望申し上げて、まだ時間がありますが私はこれで終わります。どうもありがとうございます。

○島軒純一議長 以上で10番佐藤忠次議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○島軒純一議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時08分 散 会